

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

COOLS	
H	P

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (4) (18. 3 定)			
日 時	平成 18 年 9 月 19 日 (火)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		閉 会	午後 5 時 2 6 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	古沢委員長、大橋副委員長、山田・井川・菊地・小林・前田・ 山口・大竹・見楚谷・斉藤(陽)・佐藤 各委員		
説 明 員	市長、助役、教育長、水道局長、総務・財政・経済・市民・ 福祉・環境・建設・港湾・教育各部長、総務部参事、 小樽病院事務局長、保健所長、消防長、 収入役職務代理者(会計室長) 農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

～ 会議の概要 ～

委員長

ただいまから、委員会を開きます。

会議録署名員に、井川委員、菊地委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせをいたします。上野委員が小林委員に、斎藤博行委員が山口委員に、北野委員が菊地委員に、高橋委員が佐藤委員に交代しております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、総括質疑に入ります。

本日の質問順序は、公明党、平成会、民主党・市民連合、共産党、自民党の順といたします。

それでは、公明党。

斉藤（陽）委員

文化芸術振興施策について

文化芸術振興施策の充実について代表質問でも伺いましたが、その関連で伺います。

まず、文化芸術基本計画の策定ですが、これは今検討中の本市の次期総合計画との整合性をとらなければならない。さらにまた、計画期間等についても整合性をとる必要があると思いますが、この関連はどのようにお考えでしょうか。

（教育）生涯学習課長

文化芸術基本計画の関係でございますが、この上位計画でございます次期総合計画とは整合性を図っていくという位置づけになってございます。それで、計画期間でございますが、現在、庁内の基本計画策定委員会の中でいろいろ作業を進めてございますけれども、平成19年度中にこの作業を終えて策定いたしまして、平成20年4月からスタートさせてまいりたい。そういたしまして、計画期間につきましては10年間、平成29年度までにいたしたいという考えでございます。

斉藤（陽）委員

それで、ちょっと各論に入って何点か伺いたいのですが、施設の面で、現在、新博物館構想ということで博物館の新しい体制が今検討されている最中なのですが、これとこの文化芸術振興というのは密接に関連する分野なのですが、これをリンクさせて考えているのでしょうか。

（教育）生涯学習課長

新博物館でございますけれども、社会教育施設の核的施設になろうかといったことで、大変重要な文化施設になろうかというふうに考えてございますので、当然この文化芸術基本計画に基づきまして、そのように位置づけしてまいりたいというふうに考えております。

斉藤（陽）委員

同じようなことなのですが、文学館、美術館についても、社会教育施設でもあり、そういう芸術振興、文化振興の中心にもなるということで、この基本計画の中でも非常に重要な施設だと思いますけれども、文学館と美術館は、今、分庁舎の中で仮住まいといいますが、ちょっとそういう感じなのですが、ここの長期的に見た今後の充実の方向性とか、そういった部分については計画には盛り込まれる予定なのでしょうか。

教育部東田次長

ただいまの御質問ですけれども、文学館、美術館というのは、確かにおっしゃるとおり分庁舎の中にあります。分庁舎の中でこれまで位置づけてきたわけですが、文化芸術振興計画の中での文化芸術の振興という、文学

館、美術館をどうやって位置づけるのかという部分については、現状の建物で何とか充実をさせていきたい。特にハードというよりも文化芸術振興条例での基本である、いわゆる市民が広く文化芸術に接する機会、それから参加をできるような文化芸術のあり方ということを考えてときに、文学館、美術館が所蔵している文学作品であるとか収蔵品であるとか、そういうものがより多く市民の目に触れることができるような仕組みとか、それから現状、文学館、美術館でさまざまな事業を年間通して行わせていただいているわけですが、それらに絶大なる御協力をいただいています民間団体、協力団体、これらとの連携の中で、より多く市民の方に発信していけるようなソフト面の充実ということを中心に、現在、その計画の中では考えていこうと思っております。

斉藤（陽）委員

建物よりも中身といいますか、ソフトの部分のより充実というふうにお考えだと。

もう一点、施設絡みなのですが、音楽あるいは演劇、舞踊等そういう舞台芸術、そういったものの発表の場として市民会館というのが非常に重要な施設なのでありますが、文化芸術の部分では、この市民会館は、今、非常に築後もう相当の年月がたっておりまして、少なくとも再整備といいますか、将来的には建替えというようなことも、札幌の方はいよいよ建替えという方向性が出たようですけれども、小樽の市民会館の再整備あるいは建替えの方向性といった部分については、どのようにお考えでしょうか。

（市民）市民会館長

市民会館ですが、昭和38年に建てましたので、もう43年たちます。それでかなり老朽化が進んでいますけれども、これまでも防水をしたり、いろいろな面でお金をかけたりもしました。これからもその計画はある程度持って、補修しながらやっていきたいと思いますということになっております。当面は、まだ建替えということまでは考えていないということです。

斉藤（陽）委員

建替えまでは今すぐ具体的にどうのという話にはならないと思いますが、少なくともそういった必要性というのは刻々と高まってきているという思いはするのです。具体的にそういう建物ではなくてソフトの充実といった部分では、どのようにお考えでしょうか。

（市民）市民会館長

ソフトの方の充実でございますけれども、自主事業ということでございますが、これにつきましては、かなり予算が絞られている中で、なかなか自主事業というのが展開できないような状況がございます。しかし、これからは今指定管理者も予定しております。そんな中でそういう事業も展開できるかと。経費の節減ということも一つの目標になっておりますので、そんなことも含めまして、答弁申し上げます。

斉藤（陽）委員

次に、文化芸術振興基金の関係なのですが、代表質問では、行政に頼るばかりでなくて、市民の力を結集した、市民が民間の力でやっていくという、そういった運営というのが大事だというような提案をさせていただいたのですが、ただ陰のバックアップに徹するのはそのとおりなのですが、民間中心でいくべきなのですが、市が予算的に積立てを全くしないということとはちょっと意味が違うと思うのです。市の予算的な、そういう基金積立ては考えておりませんという御答弁だったのですが、そうではなくて、例えば年度の目標額が1,000万円とすれば、その1割程度あるいは5パーセントとか100万円とか50万円とか、そういった額は別としてもですが、いわゆるその程度の予算化というのは必要なのではないかと。いわゆる呼び水効果というものもあるわけですから、全く市が予算的に関与しないと、全部民間だと、そういう意味合いとはちょっと違うという気がするのですが、そういった呼び水予算といいますか、そういった部分についてどのようにお考えでしょうか。

（教育）生涯学習課長

文化芸術振興基金についてでございますけれども、この種の基金を持っているところを何市か調べているところ

です。道外で 4 月に決定してスタートしているところもございますし、また、道内では民間の寄付といったことで運用しているところもございます。それで、小樽市の場合ですと、財政状況の関係がございますけれども、市長が代表質問で答弁してございますように、市民みんなの力でこの文化芸術の振興を図っていきましょうといった観点から、現在のところ、市の予算の積立てといったことは考えてございません。

それで、今後につきましては、道内外のいろいろな自治体の状況をいろいろと手法を研究しながら、文化芸術審議会の方の意見も聞きながら、広く市民あるいは企業等から協賛金といった形で基金づくりをやってまいりたいというふうに考えてございます。

斉藤（陽）委員

市の予算からは全く積立ては行わないというようなことの姿勢ではなくて、ぜひもう少し柔軟な考え方をさせていただきたいと思います。

最後に、アーティスト・バンクの関連で伺ったのですが、減免のメリットと申しますか、アーティスト・バンクに登録した人のメリットとして、本来的にはいろいろな活動の P R とか、そういったことはあるのですけれども、もうちょっと実利的なメリットと申しますか、そういったものが必要ではないかということで使用料の減免ということなのですが、まずこの施設の使用料割引等について現行非常にわかりづらいので、一つはわかりやすくしてほしいということが 1 点あったのですが、この点についてはいかがでしょうか。

（教育）生涯学習課長

現制度の中にはいろいろな文化施設がございまして、その中で細目にわたっている市民にわかりにくい部分があるかという部分がございます。それで、これにつきましては例えば減免率といった部分があります。今、対象施設を 11 ほど考えてございますけれども、これを統一した形で考えていきたいというふうに思っております。

斉藤（陽）委員

この施設名というか、どここの施設というのは言っていただけますか。

（教育）生涯学習課長

現在、検討しておりますのは、市民会館、市民センター、そして公会堂でございます。それから、いなきたコミュニティセンター、銭函市民センター、勤労青少年ホームの中の一般利用の専用以外の部分でございます。それから、産業会館、それと観光物産プラザの多目的ギャラリー及び中庭、それから生涯学習プラザ、それと総合体育館、そして最後に美術館の特別展示室、この 11 施設でございます。

斉藤（陽）委員

もう一点、その施設ごとという部分のほかに、施設内のいろいろな備品その他についてもかなり細かいいろいろな減免項目があるのですけれども、この辺について今回はどうなのでしょう。

（教育）生涯学習課長

現在、庁内の連絡会議の中で、実施に向けてこの減免制度を具体的に検討しているところでございます。それで、基本的には市長が認める範囲内という中で、その減免制度をつくってまいりたいというふうに考えてございます。

斉藤（陽）委員

もう一点なのですが、その減免について、施設ごとのほかに団体あるいは利用対象者といいますが、別の割引等もいろいろ分かれているのですけれども、その辺についての整理というのは今回されるのでしょうか。

（教育）生涯学習課長

現在、対象とする登録者の団体ないしは個人といったものは、どういう人を対象にするかという基準を検討しているところでございます。

斉藤（陽）委員

いずれにしても、非常に市民にとってわかりやすくして利用しやすいといいますが、減免がしっかり受けられると

いう体制を要望いたしまして、私の質問は終わります。

佐藤委員

介護保険について

私の方から介護保険について少々伺っていきます。

介護保険のまず実態といいますか、介護保険を受けている利用者の方の声というのはどのような実態で上がってきているのでしょうか。

（福祉）介護保険課長

利用者の実態というのは、数量的な部分であればいわゆるレセプト上、国保連を經由して2か月後に、2月請求、3月審査、4月支払という形での数量が報告されておりますし、あとあまりいい話というのは聞こえずに苦情が聞こえてきます。それぞれ例えば訪問介護に行っても時間が足りなかったとか、通所介護に行ってもやった時間よりも請求が多かったとか、そういう苦情が来ています。それによって我々は現状を把握している。

もう一つは、例えばグループホームのように、私どもで実地指導ができるようになった部分については実地指導を行って、いわゆる立入検査に近い状態ですけれども、資料を全部提出させて、実際の中身を見てやる。それから、道にまだ権限が残っている部分についても、立ち入る権限がありますから、苦情があった場合で利用者と施設が特定されている場合については、その管理者を呼んで実態を聞くと、そんな実情になっております。

佐藤委員

介護における基本の時間、身体介護とそれから生活援助があると思いますけれども、各基本の時間というのはどのようになっているか教えてください。

（福祉）介護保険課長

訪問介護のお話だと思うのですが、いわゆる訪問介護、介護報酬の単位数表というのがございます。平成15年4月の改正で身体介護と生活援助の二つ、それを中心とする場合ということですが、基本部分で身体介護中心である場合は、30分未満が231単位、30分以上1時間未満が402単位、1時間以上584単位、30分増すごとに83単位という設定になっております。生活援助中心の部分は、今年の4月の改正で、1時間を超えて1時間半以上の部分が評価されなくなりましたが、30分以上1時間未満208単位、1時間以上291単位、小樽の場合は1単位が10円ということがございます。

佐藤委員

私のところによく来る苦情ということなのですが、介護時間というのは今言ったとおり最低30分ということになっておりますけれども、業者によっては30分のうち25分介護をやりまして、あと5分は資料整理ということで指導しているという業者もあるのですが、そういうことは可能なのでしょうか。

（福祉）介護保険課長

たぶん、今のお話はテレビのコマーシャルをたくさんやっているK社の訪問介護だと思いますけれども、違法ではありません。その根拠は老企第36号といたしまして、いわゆる額の算定基準の留意事項というのが示されております。その中に、訪問介護の所要時間については現に利用した時間ではなく、訪問介護計画に位置づけられた内容の訪問介護を行うのに要する標準的な時間とされており、利用者の心身の状況等を踏まえつつ設定する。訪問介護の所要時間は実際に訪問介護サービスを行った時間に限るため、例えば交通機関の都合、その他訪問介護サービスの必要以外の事由によって利用者の居宅に滞在した場合には、その滞在の時間は訪問介護所要時間に算入しない。なお、身体介護サービス又は生活援助サービスを提供する際の事前準備等として居宅において行われるサービス準備、記録等（健康チェック、環境整備など）は訪問介護の所要時間に含まれるとなっておりますので、前段の方で何となく実際の所要時間と言いながら、先ほどお話のあった記録とか準備とか健康チェックとか、そういうものという

のは、実際に身体介助をするとか入浴介助をするとかという、そういうことだけではなく、今の30分なり1時間の時間に含まれるというふうに解釈されております。

佐藤委員

これが例えばそういう形に国の方からきているのですけれども、結局、介護というのは時間を売っているのです、業者としては。だから、払う方も時間を買っているわけです。その点からどうもあいまいな部分が非常に多いと思う。5分ならいいのなら、10分ならだめなのでしょうか。10分でもいいのでしょうか。

（福祉）介護保険課長

はいはいと2時ですよ、2時半ですよという計算にはなっていないということです。もともと居宅サービス計画というのがあって、それが1時間にできる身体介護あるいは生活援助、そういうものがどれくらいの量なのか。例えばお風呂に入れるのにどれくらいの標準時間をとるのか。そのほかに日常生活の部分での生活援助を加えたらどうなのか。そういうことで、ケアマネジャーがまず居宅サービス計画を立てるわけです。その後、その受注をした訪問介護事業者が、それに基づいて訪問介護計画を立てる。要するに、その事業所のヘルパーがその時間内でそれができるかというのを再チェックして計画を立てているわけですから、そこに行って手の早い人は10分前に終わって記録をつけているかもしれないし、手の遅い人は30分たっても時間内に終わらなくて延びている。ただ、報酬は請求できない。そういうことが起きているのです。

佐藤委員

今、20分だと20分しか報酬請求できないということなのですか。それとも、30分として報酬を請求するのですか。

（福祉）介護保険課長

居宅サービス計画において、30分という計画の内容であれば30分の報酬が支払われるということですから、準備、整理は関係ありません。

佐藤委員

そういうことで、実質的には20分でもそういうことが含まれているといいということでしょうけれども、例えば身体介護で計算してみたら、231単位ですから2,310円。1分77円ということですね。こんな計算をしたら細かいと言うかもしれませんが、1分77円です。5分で385円、これを30分単位で毎日介護していると、要介護3とか4の人に、365日もしあるとしたら金額にすると14万525円。これが小樽市には、今、対象者が5,672人いるわけですから、全部が全部でないにしても、ざっと計算しても身体介護だと約7億円。25分で終わって、事務処理している間が5分間だとしたら、これは7億円の請求額になる。それから、生活介護でも7億1,000万円、そのくらいになる。決して小さいわけではないのです。

本人の負担が7,000万円になる、10分の1だと。あとのいわゆる6億何千万円というのは40歳以上の方々の保険料へはね返ってくるという中で、私は小樽市がどうのこうのではないです。国の保険の決め方が非常に悪いのだけれども、これは小樽市としてはこういう方向性での指導というのはできないものかどうか聞きたい。

（福祉）介護保険課長

初めに、ただいま委員の方から御指摘のありました対象者の数ですけれども、5,672人というのは本年の5月の介護保険事業報告の、これは居宅介護4,096人と施設介護1,576人の合計だと思えますけれども、訪問介護を受けることができるのは居宅介護の受給者ですから、4,096人が対象になります。ですから、この掛け算はこの数字に直していただいたものでやっていただければと思いますけれども、さらに訪問介護を実際に現在受けている方、月にして3,200人くらいの方がいわゆる訪問介護サービスを使っております。

国の決め方がいい悪い、これは非常に論議があって、例えば今は時間が短い方のお話ばかりですけれども、逆に事業者側の方からすると、例えば生活援助1時間半以上かかっている、1時間半の報酬しか請求できないという逆の部分もあるわけです。その部分について、その時間についてのことの不適正な部分、それがあれば、それが苦

情で利用者が特定されて事業者が特定されれば、私どもの介護事業所指導担当主幹と主査が実地の指導に伺って、内容を聴取して、ケアプランと整合して合わなければ、その分は過誤で返還していただく。実際に今年度からそういう作業を行っています。

佐藤委員

対象になる数が違っていたようです。私は30分と最低でやっていたので、1時間あるいは2時間にしてみましたら、この金額ではないでしょう。もっともっと金額的には多くはね返ってきます。

そのほかに、例えばこういう実態があったのです。30分生活援助の介護の中で体をさわる。例えば汗をかいたということでパジャマを着替える。そうなったら、これはどちらの介護になるのですか。

（福祉）介護保険課長

これも先ほど申し上げました老企第36号の第2の2に載っているのですが、長いのでちょっと省略して申し上げます。身体介護と生活援助の中身ということですが、これはあくまでも中心型ということですから、身体介護中心型あるいは生活援助中心型のそれぞれの報酬。身体介護というのは、具体的にはいわゆる動作介護と言われるものです。例えば体位変換ですとか移動介助ですとか起床介助、あるいは移乗介助というようなもの。それから、少し手間がかかりますけれども、身の回り介護、いわゆる排せつ介助、部分清しき、部分浴介助、更衣介助、あるいは手間の多いいわゆる生活介護と言われる食事介助、全身清しき、全身浴介助、こういうようなものが身体介護の中に含まれるわけです。

一方で、生活援助というのは日常生活に支障が生じないように行われる調理、洗濯、掃除等ということになっていて、ではどちらの報酬をどういうときにパーツ単位で、それをとるのかということですが、身体介護中心型、専ら身体介護の場合はいいのですけれども、その生活介護や身の回り介護、先ほど申し上げた排せつとか部分浴とか更衣とか、そういうことをやって生活援助もやった場合、これは身体介護中心型の報酬を算定してもいいですと。それから、生活援助の中心型の方に落ちてくるのは、専ら生活援助でやる場合と、あとは最初に申し上げた体位交換とか移乗介助とか、そういう動作介護を含んだ場合、この場合に生活援助中心型で請求をする、こういうふうになっています。

佐藤委員

私のところに来た人は、生活介護でちょっとお米を洗ってもらって御飯を炊いてもらうとかという話で来た人が、汗をかいたからワイシャツを取り替えてふきたいということで、シャツを取り替えた。所要時間を見てみたら3分ぐらいだった。そして、帰った後にチェックされた項目を見たら、身体介護30分と、こうなっていた。もちろん生活介護も身体介護も単価が違いますから、後からその介護職員に話を聞いてみた。そうしたら、「いや、体をさわったら全部身体介護です、そうつけなさいという指導があったのです」と、こういう実態があるのです。

（福祉）介護保険課長

体をさわって3分で身体介護の請求をしていたとすれば、それは問題ですから、具体的な利用者名と事業者名を私の方に御連絡ください。報酬を返還させます。

佐藤委員

K社です。

それからもう一つは、いわゆる業者によって伝票とか記入する帳簿とかが全部違うのですか。その実態はどうなっていますか。

（福祉）介護保険課長

違います。

佐藤委員

それで、統一するということは考えていませんか。ずいぶん時間がかかる業者とあっという間に終わる業者とい

るみたいです。違うみたいです。

（福祉）介護保険課長

それぞれの訪問介護事業所のヘルパーあるいは事務執行者あるいは管理者、それぞれの能力がばらばらですから、すぐ終わるところもあれば終わらないところもあると思います。国の方もそういう状態ですから、ただでさえ制度改正はいっぱいありますから、あまり様式の統一まではできないのだろうと思います。

佐藤委員

いろいろと変わる。変わりすぎるくらい変わってくるからね。

次の質問なのですが、例えば車いすなんか乗っている方も非常に多いわけですから、車いすでもって搬送するときにある方が転倒をした。車いすの押し方が悪かったのか、あるいは車に乗せるときに悪かったのか、けがをするわけです。そういう事例もあると思うのです。こういうときにはどういう補償があるのですか。

（福祉）介護保険課長

介護サービスを提供している事業者は、今の御指摘のような事例に対する保険に入っておりますので、通常交通事故などの第三者行為と同じように本人の健康保険を使うのではなく、その介護サービス提供事業者がその部分についての治療費なりを補償するのですが、保険によって払われるはずなのですが、昨今の保険会社のいろいろなことがあって、保険が払われていないことがあるかもしれません。

佐藤委員

保護課に聞きたいのですが、生活保護を受けている方で、そういう転倒事故があって、業者に治してもらうのは気の毒だということで、生活保護だから医療費はただだということでその方は医療扶助で治したという実態があったみたいなのですが、そういう事例はありますか。

（福祉）保護課長

大変申しわけございません。その事例は聞いておりません。

佐藤委員

少なくとも 1 人はいたみたいです。ですから、そういうことも、生活保護の中でもどちらが悪いのかというのがはっきりしないうちはきちんとした方がいいのではないかと思います。

利用者の声というのは、例えばいわゆる介護保険を利用している人の声というのは、どのように現在聞いているのですか。

（福祉）介護保険課長

冒頭の部分での答弁と重複しますが、いわゆる苦情として私どもに直接寄せられる、あるいは施設経由で、国保連経由で、北海道経由で、それだけです。

佐藤委員

例えば利用者だけでなく、例えばヘルパーの人でも、事業所だって、事業所自身のいわゆる言いたいこととかいろいろなこともあるのではないかなと思うのです。こういうことを積極的に聞いていって、いわゆる相互間の連携をとりながら、小樽市としては一番いい方法をとっていくということを今後考えていくことはできないのですか。

（福祉）介護保険課長

事業者の方については、それぞれ業種ごとに連絡協議会を持っていただいております。例えばケアマネジャーの居宅介護支援専門員の連絡協議会ですとか訪問介護員の連絡協議会、この二つは今たんばぼで社会福祉協議会のケアマネジャーとホームヘルパーにやっていただいておりますけれども、研修会ですとか情報交換ですとか、それらのことをやっております。それから、グループホームについては、この 3 月、私どもに指定権限がおりてくる直前に連絡協議会を立ち上げていただいて、情報交換をしている。事業者単位の部分ではそういうことになっております。

いわゆる市民向けの部分は、私どもの方から伝えるべき情報量があまりにも多すぎて、例えば 4 月に「よくわかる介護保険」と、私どもは書いているのですけれども、あまりよくわからないと言われてはいますけれども、こういうものを配っているのですが、ほとんど見ていただけていないのです。私がよく出前講座に呼ばれていくと、4 月に配ったのですけれども、そんなの初めて見るという人がほとんどなので、情報の伝え方あるいはその量、実際にその介護保険を使ってひどい目に遭ったということがないと、私どもの方に連絡がないのだと思うのです。そういう意味では、この 6 月に介護保険料が大変上がってたくさんの苦情をいただきました。

佐藤委員

ぜひとも年に 1 回ぐらいでいいですから、介護保険を受けている方の、いわゆる車いすに乗った方とか、いろいろな老人の方とかの懇談会的なものを開いていただきたい。そして、その中から出てくる言葉を聞いて、善処できるところは国の方に言ったりして、ぜひとも生の声を聞いていただきたいと思うのですが、いかがですか。

福祉部長

今、介護保険課長からいろいろ答弁させていただきましたけれども、やはりこの介護保険制度が平成 12 年にスタートして、5 年、6 年と経過している。そういった意味では持続的な制度としていろいろな問題を整理しきれていないといえますが、そういう面もまだまだあるのだろうというふうに思います。

私もこの市内のいろいろな介護保険事業所、そして介護保険利用者の事故だとか、いろいろな問題があればこのように改善するだとか、そういったことも上ってきますので、私も中身を見させていただきますけれども、そういったことでこれからもまだ 5 年、6 年という経過の中で、いろいろな問題をどうやってクリアしていくかということがなされてきていると思いますけれども、今後もこの介護保険制度、何年かに 1 回見直し、当然これからもあると思いますので、そういった中で小樽市の介護保険制度をよりよいものにしていくためには、どうしたらいいのかということをご十分考えていきたいというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

佐藤委員

介護保険の問題は、それで終わります。

小樽の物産加工品について

次に、経済と申しますが、小樽の物産加工品ということについて聞きたいと思います。

初めに、小樽ブランドというのは現在あるのでしょうか。また、定義があったら定義はどういうものなのですか。

（経済）産業振興課長

小樽ブランドについてのお尋ねでございますけれども、ブランドといった場合、広い意味で言いますと、やはり地域で製造・加工されていると、そういった商品を総称してブランド、こういう言い方があると思います。

それからもう一つ、狭い言い方で言いますと、例えばこの 4 月に改正されました商標法がございまして、これに基づきまして国の審査会が地域の名前をつけた商品、例えば最初に認定されたのは草加せんべいのようなものがございまして、草加せんべいの草加、こういったようなもので言いますと、これは狭い意味での地域ブランドというふうなことが言えるかと思えますけれども、小樽の場合、過去には審査会がございましたけれども、現在休眠しているような状況でございまして、これを認定する制度がないものですから、今言われている小樽ブランドといえますのは、どちらかというと広い意味で、小樽で製造なり加工された商品の総称ということにとらえていただいていたというふうに思っております。

佐藤委員

小樽という名前に非常に価値が出てきているのではないかと。地価は下がっているみたいですが、名前自体は非常に価値があるのではないかと思います。この価値をどう生かしていくかということで、私は小樽ブランドというのは必要ではないかと思うのです。小樽と書いた一番わかりやすいのが「小樽の水」、これは今どのぐらい出していますか。

（水道）総務課長

これまでの「小樽の水」の販売実績等でございますが、平成17年11月から試験販売を開始いたしまして、この8月までの間に約6万3,000本を販売しております。また、今後9月から3月までの見込み3万9,000本を足してみますと、約10万本の販売を予定しております。

佐藤委員

前の水道局長がつくったのだけれども、こんな水は売れないよとか言っていたら結構売れるのだ、小樽という名前がついているだけで。利益が25円ぐらい、20円ぐらいあるのですか。

（水道）総務課長

利益についてでございますが、現在、販売店に卸している価格は70円という状況でございます。今、製造する本数が増えるごとに原価が下がっておりまして、今のところ原価については60円程度でございます。

佐藤委員

ということは400万円ぐらいもうかっているのですか。これからももうかっていくかもしれません。ただの水道の水だけれども、小樽という名前で売れているのですね。そういう意味では、例えばガラス製品は100パーセント自社製品でつくっているところもあれば、100パーセントほかから持ってきているところもある。例えばちょっと有名なガラスショップは、ほとんどもう、私は100パーセント地場のものはないのではないかと考えているのですけれども、その辺のことは調べたことはございますか。

（経済）観光振興室長

小樽市内の工房自体は十分あるのです。そこでつくっているものをそこで売るということになると、それでも小樽製品を売っていると。あとガラス製品も扱っているところもあります。工房でも扱っているのですけれども、基本的には小樽市内あるいは市外から、当然仕入れて売っているものと考えます。具体的な数字については調べたことはございません。

佐藤委員

一つはぜひ調べてもらいたいと思うのです。見たところ台湾の製品とか、中国の製品とか、そういうものばかりがあるところもあるみたいです。もう少しそういうものに対して小樽でつくって売っていった方がいいのではないかなと思うのです。

もう一つ、観光商圈の中に、いわゆる地元業者とそれから地元ではない方、本州とかあるいは札幌とかいろいろな業者がいるのですが、こういう業者の割合とかというのはどうなのでしょう。

（経済）観光振興室長

基本的に観光商圈というものをどういうふうに限定するかという問題があるのですが、例えば堺町、約100店舗の店あるいはそこで営業している自営者の方がいらっしゃいますけれども、その中でいわゆる市内業者あるいは市内業者でない部分というのは調べたことはございません。

佐藤委員

あそこの通りから出ている声も、せっかくならぜひともやはり市内業者を中心に増えていった方がいいのではないかと。それはそうですね、そういう意味では、税金だって全部違ってくるのですから。そういうことも調べていただきたいと私は思います。だからといって、出ていけということではないですよ。そういう実態はどうなっているかということ、ぜひとも調べていただきたい。

もう一つは、戻りますけれども、小樽の物産にとって小樽ブランドという名前をどう生かしていくかということで、昔はシールを張ったりなんかしていたみたいだけれども、これはやはり大事なことだと思うのです。小樽の産品もあるし、それから小樽の加工品なんかもありますから、こういうことを具体的に小樽の名前を売っていく。また、小樽からそういうシールとか、わかりやすいものをつくっていくことによって、地場のものだというアピール

ルをしながら売っていくということは大事だと思うのですが、いかがですか。

（経済）産業振興課長

今、お尋ねの中に、ブランドを冠したシールを張ったらどうかというようなことのお尋ねもございましたけれども、実は過去に小樽推奨観光土産品審査会というのがございまして、全部で15回やりましたけれども、平成11年度を最後に休眠状態になってございます。これの設置の目的につきましては、当時、魅力ある土産品を育成・開発するとともに、その積極的な紹介・宣伝を図り、観光土産品の振興に寄与することを目的とするということで、PRの仕方としては推奨品にブランドシールを張って幅広く提供したという経過がございます。これが休眠状態に陥った背景といたしましては、毎年やっているものですから、だんだん出品数が減ってきて、なかなか新しい商品が生まれてこない。そういった現実に基づかの中で、この推奨の審査会というものが休眠状態に陥っているということとございまして。

先日、ある会合に出ましたときに、こういった審査会あるいは品評会を、毎年ではなくて数年に1回でもいいから開催してはどうかというような御意見もいただいてまいりました。これは水産の方でございましたけれども。今後、私どもといたしましては、こういった小樽でつくられている土産品を全国に展開していく中で、こういったシールなどの販売方法が販売促進のツールとなり得るかどうか、そういったようなことにつきましては、関係業界の皆さんとは十分今後話させていただきたいというふうに考えているところでございます。

佐藤委員

これは市の方でリードしなければいけないと思うのです。7年間休眠しているということで、どうしてもマンネリ化してくるのでしょうか。けれども、観光客は小樽のものを買いたいのです。夕張メロンとかいろいろなものを買っているけれども、結局小樽で何ができるのだろう、何がとれているのだろう、何が売れているのだろうと、小樽のものを本当に買いたいという声が聞こえてくるのです。それを宣伝することができない。買ってみたらどこか違うところの、後ろを見てみたら札幌の菓子屋のものだったとか、製造元といたら札幌のどこどこだったと。下手をすると東京の製菓だったりするということでは、非常にわかりづらいという意味でも、もう一回やはり定期的にそういうものを開拓して、また新たな商品を生み出すような、誘引する、そういうようなためにも、やはりそういうことに取り組んでいっていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

（経済）産業振興課長

先ほども申し上げました審査会につきましては、当時、小樽市と商工会議所、物産協会、観光協会、この四者で共催をいたしまして、小樽でつくられている土産品というもののPRに努めてまいりました。ただ、当時と大きく違っている点でございますけれども、小樽で単につくられている、加工されているというだけではなくて、今、消費者が求めているのはやはり食の安全とか安心というようなことで、今、委員がおっしゃるような原産地表示をしっかりとっていく、そういったとらえ方も必要になってきますので、そういった観点でも議論できるような場が必要なのかどうか。これは先ほども申し上げましたとおり、関係業界あるいはそういったところと十分話し合いをさせていただきながら、どちらにいたしましても小樽産品、新しい産品を開発する。それから、今ある産品に付加価値をつけていく。どちらにいたしましても、その役割を担うのは民間セクターでございますけれども、小樽産品の販路拡大ということになりますと、当然、地域経済の活性化に寄与する部分が大きいというふうに考えてございまして、そのあたりどういった方法で支援できるかどうか、検討してまいりたいというふうに考えてございます。

佐藤委員

あと私の方に聞こえてくるのは、どうも観光地へ行って物を買ったけれども、特に食べ物の方はその店で食べたものと違った。カニなんかもそうですけれども、メロンなんかもそうですけれども、そういうことがどうしても出てきているのです。そういうのは非常に難しいとは思いますが、私は前にマル適マークをつくったらどうか。いわゆる優良品店だとか、小樽市が推奨できる店だとか、こういうマークをつくってわかりやすく観光客に見せた

らどうだという話をしたのですけれども、今、その辺はどうなっているのですか。

（経済）観光振興室長

飲食の関係で確かに表示と違うとか、値段の割にどうだということで苦情が寄せられます。そのような苦情が出るたびに、観光協会とか、あるいは私どもの職員が出向いて行って、こういうことを言われていますと、こういうことを話していますと。ただ、なかなか聞いてもらえないということももちろんあるのですけれども、相手が民間で商売をしているものですから。まちづくりの活性化の方で、そういうことと、特にすし屋を評価しようと考えた部分もあるのですけれども、いわゆる市内業者の中でランクづけをするとか、あるいは一定の例えば観光協会の中でも団体の中でもランクづけすることというのは実際問題かなり難しい。世界的なレストランの基準というのはありますけれども、そのレベルでいけば何とかなるのかもしれませんが、市内の業者の中で、この店はいいとか悪いとかというランクづけをすることはかなり難しい部分があります。

佐藤委員

確かに悪い店へ行って直せと言っても、なかなか直さないから悪い店なのです。だから、そういうところには不良品店とかいうマークをつくって送ってあげるとか、張らないと思うのだけれども。すしなんかかなり難しいと思います。ただ、世界にレストランなんか三つ星レストランとか四つ星レストランとか五つ星とかと、星の数で数えるのもありますから、何を星の数にするのかわからないけれども、接客も含めて第三者のだれかに回ってもらって、例えば三つ星のすし屋とか、それから一つ星のすし屋とか、そういうことを言ったら一つ星をつけないかもしれないけれども、そういういわゆる選別をするとか、もう一つはやはりいい店、観光客から本当に喜ばれるような店というのは、やはり優良品店ということを明確にしてあげた方がいいのではないですか。安心して買えます、安心して注文できますということを、もうそろそろこれだけ観光が熟してきたら、やはりそういうところまで小樽市としてお手伝いをしていかなければいけないのではないかと思います。そういう意味ではいかがでしょうか。

（経済）観光振興室長

基本的に例えばおいしいラーメン屋とか、あるいはおいしいすし屋と、その味の問題については、かなり難しい問題です。ただ、表示と違うとか、そういう部分は、今後一定程度の対策が必要だというふうに思っています。ただ、具体的には民間企業の営利活動を阻害することはできないと思うので、かなりデリケートな問題だと思います。

現在、観光大学校等も小樽の歴史文化等を業者の方に勉強していただくという形で準備を進めております。その中でもホスピタリティを含めてイメージアップにつながる施策をやっていかなければならないと思います。

佐藤委員

どこかの場所でそういう議論はしていただきたいと思って、民間の方も含めたことでもいいですし、観光大学校みたいなのところでもいいのですけれども、そういうことも議論として添えていただきたいという感じがしますので、そういう意味では今後もう少しそういう方向に考えるように努力していただきたいと、要望して終わります。

委員長

それでは、公明党の質疑を終結し、平成会に移します。

小林委員

まず、経常収支比率についてですけれども、これはやはり予算特別委員会というよりも決算特別委員会が道理だと思いますけれども、今こういう危機的な小樽市の財政ですので、あえて取り上げさせていただきました。小樽市の経常収支比率は平成15年度97.4パーセント、平成16年度102.4パーセント、平成17年度99.1パーセントとなっております。これが80パーセントを超えると財政構造が弾力性を失い、危険信号ということはよく理解しております。小樽市は少なくとも平成7年度以降、90パーセント以上を推移していることも理解しています。

それで、質問1です。経常収支比率の今後の見通しはどうなっているのか。2、支出の面ですけれども、人件費、

扶助費、公債費などの経常経費を抑えていく手段はどのようになっているか。3、収入の件です。地方税、普通交付税、地方譲与税などの経常的な一般財源を向上させていく手段はどうか。4、経常収支比率が高く、財政的に余裕がないことによる市民への影響として、今何が一番大きな問題と考えているのか。

次に、米空母キティホークの入港による経済効果について何点か質問します。今回の入港による経済効果はどのくらいと押さえているか。2、これは前回の空母入港と比べてどうであったか。3、どのような業種への経済効果が高いのか。4、逆にデメリットがあった業種はあったのか。

3番目に、先日全国ネット調査を見させてもらいました。魅力的な市として全国で第7位についていました。質問1、新聞で読んだが、この調査の内容がわかればもう少し詳しく教えてほしい。質問2、小樽は親しみがあるで1位だったというが、観光施策の中で親しみに重点を入れたものがあるのかどうか。3、多くの人が感じてくれている親しみを、観光行政の中で今後どのように守り育てていくのか。4、産品購入経験、食品では札幌が1位とあったが、小樽は何位か。この購入の順位が上がれば経済振興に寄与するのではないか。そのあたりはどう分析されているのか。

次に、病院問題。市立病院の総務省の経営診断についてであります。質問1、この診断の中身について簡単に説明してほしい。2、その結果を知ることにより、どのような効果があるのか。3、本会議の中で私どもの上野議員の質問に対して、今は必要ないということだったが、前の診断からもう5年以上も経過しているのだから受けてみてはどうかというのが私の考えです。大きな問題でもあるので、随時状況を客観的に見ていく必要があると思いますがいかがですか。

次に、登別市議会が定例会を年3回にするという昨日の新聞の大きな見出しを見ました。登別市は5万人くらいと市の規模は違いますが、まず登別市議会では議会改革という面で定例会を3回にするという動きがあるが、理事者側としてはどのような感想をお持ちか。2、現行4回の定例会は多いと感じているのか。また、委員会の開催状況については多いと思うかどうか。率直な見解を理事者側から求めます。

次、教育委員会です。教員の免許更新制度について、教育正常化問題で何年も前にも教員の資質の問題をずいぶん議論してもらいました。更新ということについては私は非常に進めてきた一人ですので、この点について質問させていただきます。

まず、今提案されている更新制度の流れを簡単に説明していただきたい。2、更新制度のメリット・デメリットはあるのかないのか。3、更新制度は道教委が実施すると思うが、市教委のかかわりはどのような面で行ってくるのか。それから、4、現状では小樽市の教員についても一緒だと考えているのかどうか。

それから、7番目です。これは私どもの森井議員が一般質問でこども発達支援センターの質問で、提案・提言をさせていただきました。改めて、この問題について市長の御見解を聞いておきたいと思えます。

それから、最後ですけれども、新聞を見て小樽グランプリが非常に厳しい。たしか3年くらい前に新年交礼会で、市長が市民に対して、非常に暗いニュースばかりですけれども、こういうグランプリの明るい非常にすばらしい構想があるということもお話しされていますし、市民として期待している一人なのですが、先日の新聞を見ますと、今秋のデモ走行中止という見出しがありました。北海道小樽グランプリ推進協議会の会長である山田小樽市長が、運営するのに、市と協議しながら難航しているということなのですけれども、この辺をわかりやすく現段階で説明できれば説明していただきたいと思えます。

（財政）財政課長

経常収支比率について

経常収支比率関係の御質問でございますが、まず一つ目の経常収支比率の今後の見通しはどのようになっているかという御質問なのですが、経常収支比率につきましては決算の方から数字を持ってくるわけなのですけれども、今後の見通しの中では、歳入の大きな部分を占める普通交付税の部分ですとか、地方での動向などを勘案しながら

見通しということになるわけなのですが、なかなか難しいところがございます、平成17年度までの数字は小林委員の方からありましたけれども、18年度の見通しとしましては、交付税が決まったということもありますが、経常収支比率を上げる要素としては、17年度と比べて退職者等が増えるという状況にあって、人件費が増えるのではないかと考えてございます。

それからもう一つ、地方交付税にとりまして、平成17年度と比較しますと、約3億円弱の減ということになってございまして、今の状況からいくと、経常収支比率が17年度より上がるのではないかとということがちょっと見通しされます。詳細の部分の公債費とか減っている部分もありますので、今の私から言えるのは、状況的には若干上がるのではないかと見通しが立っているところでございます。いずれにしましても、最終的な18年度の決算の数字が出ないとどういうふうになるか、その辺がちょっと不確定な部分がございます。さらに19年度以降となりますと、先ほども言いましたように歳入の中に占める普通交付税の額、その辺の状況がどうなっていくか。あと地方税の状況、景気の状態なんかも結構反映されるということもありまして、それらの状況をどう見通すかによっても変わってくるかと思っておりますが将来についての推計等は今のところはしていないのが実情でございます。

それから、二つ目でありました人件費、扶助費、公債費などの経常経費の支出を抑えていく手段ということでございますが、その中の公債費につきましては、過去の地方債の元利償還金ということで、これについては今の状況からいくと減っていった状況にございます。それから、扶助費につきましては、生活保護費ですとか、その医療扶助とかがあります。それにつきましては制度的に負担割合とかが決まっております、対象人数が増えることによって一般財源の持ち出しも増えるということもございます。これにつきましては、一方的に減らすということがなかなかできないという制度になっておりますので、そういう状況でございます。あと、人件費につきましては、独自削減を平成16年度からやっております、その分では充当している一般財源の額も減ってきております。けれども、今後、団塊の世代と言われている退職者が増えるということもございまして、これらのことを勘案すると、なかなか今言った三つの歳出を減らすというのは、公債費を除きましてなかなか難しい面があるかと考えております。

それから、三つ目の御質問があった収入ですが、地方税、地方交付税、地方譲与税などの経常的な一般財源を向上させるということなのですが、普通交付税につきましては、先ほど冒頭でも説明させていただいたのですが、国の制度の中で決まってくる部分がございます、市としてそれを増やす努力としては、制度改正なども年に1回報告するものがございますので、そういうものではやっていきますけれども、総体は、国の方で決めるということもあってなかなか難しいのかと思っております。

それから、地方譲与税につきましても、地方道路譲与税ですとか中にはございまして、それにつきましても国の方で法律で地方道路税の一定割合を譲与するというような形のものになってございまして、これにつきましても向上させていくというか、国の方で決められた配分しか受けられないような制度になっておりますので、なかなか難しいのかと思っております。

それから、地方税につきましては、その大きな割合の中で市民税の所得割ですとかにつきましては、結構景気の動向にも左右されますし、また法人税割なんかも企業活動の中でのことでありますので、それも結構景気の影響に左右される部分かと思っております。

それから、固定資産税につきましては、評価替えがあれば土地の下落とかがあって、その部分で下がっておりますが、今後家屋の新築住宅の部分でどれだけ伸びていくかということが考えられると思っておりますが、いずれにしましても、御質問のあった歳出・歳入の中で独自でやっていくというのが限られている部分がありまして、なかなか経常収支比率に反映されるのが難しい部分があるかと考えてございます。

財政部長

四つ目の市民への影響として何が一番大きな問題かということでもありますけれども、今の指数で申し上げれば完

全にもう財政の硬直化が著しいということで、いわゆる一般財源に全くと言っていいほど余裕のないような会計だというのが、今の小樽市の現状だということです。そういう意味では、いわゆる投資的な事業に振り向ける財源だとか、それから市が単独でやっていこうというような財源に事欠いているということですから、そういう意味では本当に小樽市独自の政策を立てても、なかなか事業化をしていくことが難しいということとはございます。

ここ数年の中で毎年のように予算を編成するにしても、財源不足ということでありまして、そういった中で非常に厳しい状況が続いているわけでありまして、平成16年度、17年度と市民の皆様にもいろいろな御負担をお願いしたり、それから軽減策を見直したりというようなことで、何とか財源を生み出したりということを努力はしております。また、市民の皆様には協力もしていただいておりますけれども、当分の間、こういった苦しい状況がしばらく続くだろうということは申し上げざるを得ないわけがございますし、それから目に見えるような大きなハード整備事業とか、そういったものは非常に困難な状況にある。そういう意味では、なかなかたくさんの市民の皆様への満足はいただけるという部分では難しいところもありますけれども、できるだけやはりハードができないのであればソフトでというか、それこそ知恵を働かせていくような政策をとっていかねばならないと、こういうような状況にあるのだらうと思います。

小林委員

本当に小樽市がどうしてこういう財政になったのかと、市民も非常に強く受け止めていますし、私も与党の議員の一人として責任を非常に感じています。今、財政部長が言われた財政の硬直化が一番の問題だということ。それにしても、やはり14万市民が生活していますから、市民の意向というか市民の生活を守る意味で、一層の御健闘をお願いします。

（港湾）企画振興課長

キティホーク入港による経済効果について

キティホーク入港による経済効果についてでございますけれども、港湾使用料収入を除きまして具体的な数字は把握しておりませんが、交通機関や周辺施設につきまして、影響について聞き取り調査を実施しておりますので、その結果についてお知らせいたします。

まず、港湾使用料収入につきましては、入港施設使用料といたしまして728万円、船舶給水といたしまして116万円がございました。

次に、聞き取り調査でございますが、交通機関ではJRで土日で増車並びに札幌間で5便の増便が行われまして、小樽駅、小樽築港駅では平常より乗降客が60パーセント増加であったと聞いております。また、バスにつきましては土日に若干利用の増があった程度でございましたが、タクシーは1割程度の増、高速道路は朝里料金所でございますが、土日で二、三割多かったと聞いております。

次に、物販関係では、ウイングベイ小樽は土日で来客が4割程度多かったと聞いております。

次に、飲食関係でございますけれども、運河沿いの店で通常の2倍程度の売上げ、また裕次郎記念館周辺でも客の入込みはよかったと聞いております。

次に、前回の空母入港と比べてどうかという御質問でございますけれども、この点につきましてはタクシーが前回よりも倍の伸びを示したというほかにつきましては、キティホークが2度目ということもあると思われましてけれども、平常よりは利用は伸びておりますが、その伸び率につきましては前回ほどではなかったと考えております。

次に、どのような業種への経済効果が高いかという点につきましては、船舶代理店をはじめといたしました港湾関係業者や交通機関、それと周辺の飲食物販で効果が出ていると考えております。

また、逆にデメリットのあった業種はということでございますけれども、聞き取りの範囲でございますけれども、港湾業界をはじめといたしまして特段支障があったという業種はなかったものと考えております。

小林委員

ちょっと経済効果は押さえていないと。ウイングベイ小樽の来客が４割増ですね。それから、私も式典に出させてもらいました。例えば米空母に乗るのにすばらしいゲートを初めて見たのですけれども、ああいうのはどういう形で作られたのかということと、それから式典に残念ながら市長はじめ助役の顔も見えなかったのですけれども、ああいう式典はだれが主催したのか。札幌商工会議所の方から私の方へも招待が来ましたが、その辺の市の取扱いについてはどうなっていたのか、それだけ説明してください。

（港湾）港湾振興室長

船に乗るところのタラップでございます。

（「タラップというのだね、あれ。新しい大きなものだよ」と呼ぶ者あり）

それは受入れに当たりまして実行委員会の方で設置したものでございます。あれにつきましては特殊な大変大きなものでございますけれども、前回入港したときにもう実行委員会の方でつくっておいたものでございまして、今回あるかどうか別にしまして、それをまた使用したというふうに聞いております。

それと、式典関係のことでございますけれども、基本的にはこの実施したところにつきましては、歓迎実行委員会の方が主催して行ったというふうに聞いております。

小林委員

それでこちらの方は、小樽市から取組の仕方。

総務部長

歓迎式については、助役が出席させていただきました。

（「助役はいたの」と呼ぶ者あり）

ええ。エプロンでやりました入港時の式典に出席しました。

それから、例の独立記念日でもって艦の中でやりました部分については、あらかじめ私も当然市長も招待をいただきましたけれども、当日、岩手県議会議員が既にこちらに入ってきて、市長と夜ぜひお会いしたいということで、港湾関係の県議会の委員会が超党派で視察に来られていまして、ちょうどその時間帯が重なったこともございまして、この歓迎実行委員会の方には、市長がそういう事情だということを御理解いただいて欠席をさせていただいたということでありまして、そんな事情でございます。

小林委員

タラップ、あれは札幌の実行委員会がつくって寄贈する、用意したということですか。仮に費用はどのくらいですか。わからないですか。

（港湾）港湾振興室長

実際につくられた業者はよくわかりませんが、今おっしゃいましたように、要するに歓迎実行委員会の方で用意されたというふうに聞いております。また、その経費が幾らぐらいかかったかということについては、聞いておりません。

小林委員

私も式典に出させてもらって、第７艦隊の艦長、それからキティホークの艦長ですが、通訳がついて５分ほどちょっと話をさせてもらいました。小樽の風景とか食べ物とか、それから一番は水とか、自然に恵まれたこの良港というものを非常に高く評価されていて、乗組員にも非常に好評、休養で大変喜んでおりますということも話されていますので、ああいうときに、もし市の関係者の方がいて、心から歓迎しますぐらいのそういう。

というのは、経済効果はまだ港湾部で押さえていないと言うけれども、相当私はハイヤーにしても飲食店、それから４,８００人近い乗組員の方々がやはり５日間滞在するということは、何だかんだとって、今、市内の企業というのは大変な思いをして皆さん仕事をされていますから、こういう大きなイベントというのは大いにひとつ官の方で

積極的にやはり進んで、私は今のタラップの問題でも、例えば小樽の鉄工所がつくったらかなりの金額なものではないかということを考えてものですから、そういうことで私の考え方を述べさせていただきました。

（経済）観光振興室小鷹主幹

全国ネット調査について

次に、全国ネット調査、魅力的な市第 7 位についてということで答弁いたします。詳細な報告書そのものの入手については 10 万円ほど費用がかかるということで、持ってはいないのですけれども、当方で知り得た範囲で答えます。

この調査につきましては、東京に本社を置きます株式会社ブランド総合研究所というところが、今年の 8 月に国内の全市 779 市を対象にしまして、例えば認知度ですとか、魅力度、それからイメージ、そういったものについて 103 項目からなる地域ブランド調査というものを実施いたしました。これはインターネットを通じて全国の消費者 2 万 4,536 人から回答を得たものでありまして、いわゆる都市の魅力度ランキングと言われるものをつくったということでございます。

結果としまして、その中で北海道では札幌市が 1 位、それから 3 位に函館市、6 位に富良野市、7 位に小樽市ということで、ベスト 10 に北海道が 4 市入るといいますし、ベスト 20 位まで枠を広げますと 6 市が入っているということで、北海道人気を示す結果となったということでもあります。

さらにもう少し小樽市に関して申しますと、親しみがあるという項目、ここで小樽市が 1 位ということで、2 位は旭川市、3 位が鎌倉市となっています。それから、情緒があるという項目、ここでは京都市が 1 位となって、2 位が小樽市、3 位に鎌倉市。それから、産品購入意欲、非食品部門でありますけれども、ここでは 1 位が伊万里市、2 位が京都市、3 位に小樽市ということで、この三つの部門で小樽市が上位に入っているという結果でございます。

それから、2 番目のこの中の親しみが 1 位だったということで、この観光施策の中で親しみに重点を入れたものについてということでもありますけれども、ずばり明確にこれぞという親しみへの重点施策そのものというのは、なかなか打ちづらいものはありますけれども、例えば平成 15 年、16 年のアンケート調査などから類推しますと、まず一つには小樽のまち並みそのものが持つ、いわゆる安らぎ感を与えてくれるというような、そういったまちの雰囲気。それから、「Love Letter」をはじめとする映画ですとか、ドラマによります小樽の露出が非常に多いということで、非常に小樽のまちが見なれたまちだという印象を与えているということ。それから、ボランティアなどによります観光ガイドのほか、観光施設ですとか、土産店、飲食店などでの人と人との触れ合いを通じて親しみを感じてもらっているのかということが一つございます。

それから、製作体験観光メニューが小樽市の場合非常に多いということもありまして、例えばガラスとかオルゴールとか染め物とか、そういう製作体験が多いわけですので、そういったことで単なる見て回る観光地ということではなくて実際にも触れられる観光地という、そういったメニューがあるということからも、こうした要素がたぶん親しみということに通じているのだろうというふうに考えます。

市としましても、こういったそれぞれの要素がさらに際立つように、例えばまちの雰囲気ということでいきますと、都市景観行政でということもありますし、それから映画やドラマということでいきますと、フィルムコミッションを設立して活動しているということもございまして。それから、観光ガイドなどについてはボランティア団体への支援を行っておりますし、それから製作体験といった項目については、修学旅行向けのガイドブックを作成して修学旅行を積極的に誘致していると、そういったこともやっております。

それから、次に 3 番目の親しみを観光行政の中で今後どのように守り育てていくかということでもありますけれども、今後につきましては、さきに述べましたことは当然といたしまして、観光計画の精神を十分に酌み取りまして、いわゆる観光関係事業者だけではなくて、市民全体がおもてなしの心を持ってもらうように取り組んでいかなければならないというふうに考えております。一つの例としまして、先ほどちょっと触れましたけれども、商工会議所

が事務局になって小樽市長が校長になっております観光大学校というものを、この10月を目指して開設しようということになっていて、そこで業者も市民も観光の知識や心構えを磨いてもらっていききたい。これに対しては、市としてもいろいろな意味でバックアップをさせていただきます。それから、例えばまた今年からスタートいたしました「ふれあい観光大使」制度、それによって小樽をより身近に感じてもらえるようになるのではないかとというふうに期待させていただきます。

（経済）産業振興課長

全国ネット調査の中の製品の部分についての答弁でございますけれども、一部答弁が重複いたしますけれども、製品につきましては食品と非食品にまず分けられます。それから、買ったことがあるかどうか、欲しいものがあるかどうか、こういう部分でも分かれてございます。先ほど小鷹主幹の方からも答弁がございましたけれども、上位3位しかランキングがホームページ上では発表されてございませんけれども、小樽市が上位に入っているものとしたしましては、買ってみたい商品があるということで、これは非食品の部分で3位に入っております、小樽市の場合はガラスの購入意欲が高いという結果が出てございます。

食品にいたしましても、こういった工芸品にいたしましても、やはり小樽でしか買えないですとか、ほかに同じようなものがあつたといつたしましても、小樽で売っているものの品質が高いというようなことで、こういった特産品がある場合につきましては、やはり小樽のイメージアップにつながると思つますし、やはりこれだけ観光客が多くお見えになってはいますけれども、観光収入額の増加につながる、こういったようなことでありますと、特に製造業のうちの4割を食品加工業が占めている小樽市でございますから、土産品とかを多くの観光客に買っていただけるといふことになりますと、幅広い効果が期待できるのではないかとこのように考えているところでございます。

小林委員

小樽市の非食品が3位。3位とか5位はいいのですけれども、やはり先ほど佐藤委員の方からあつた、土産品の食べたのと違つたといふ話。これは稚内市に私が行つたときに、稚内市職員がやはり観光案内を一生懸命して、そして観光物産店に案内する。それはなぜかといつたら、市内を歩いてやはり価格の安いのとそれから味のいいもの、そのぐらゐ努力しているのです。だから、稚内市でやつていて小樽市でできないといふことはないですから、このアンケート調査で3位とか6位といふ、決してあぐらをかいてはいるわけではないと思つますけれども、今、一生懸命やはりこれから小樽をどうするかと考えたら、せめてこれだけの観光客を、食品の安い、高い、おいしいことも率先して探し当てて勤めるぐらゐの市の職員の対応も必要だと思つます。答弁は要りません。

（樽病）総務課長

市立病院の総務省経営診断について

市立病院の総務省経営診断についての御質問ですが、まず経営診断の中身につきましては、これは平成7年度から総務省で行われている地方公営企業等経営アドバイザー派遣事業といふ事業で、これにつきましては地方公営企業、病院、水道とかいろいろな事業がありますが、その事業について識見を有すると認められる者を総務省が経営アドバイザーとして委嘱しまして、各地方公共団体の要請に基づいて経営アドバイザーを派遣する事業です。それで、公営企業における中身的には、地方公営企業における経営の効率化の観点から、経営計画とか財務会計、組織管理など総合的又は個別の助言を行う制度であります。

2番目のどのような効果があるかということですが、この経営アドバイザーに派遣される方は、今言つたようにそれらの各事業の経営に関しすぐれた識見を有する者で、例えば公認会計士とか大学教授、経営コンサルタントなどの専門家の方がアドバイザーに委嘱されるということなんです。

それで、派遣された後、アドバイザー及び派遣された団体は、助言の内容とか助言等に基づいて講じる内容を速やかに総務省に提出するということになっておまして、その経営診断を受けた後、翌年度以降5年間、事業報告書を作成し、総務省に提出するといふふうになっておますので、この制度につきましては、地方公営企業の経営

の健全化ですとか、効率化等の経営基盤評価などの経営改善の方向が示される効果があるのではないかというふうに考えております。

3 番目の 5 年以上経過しているのだから受けてみてはどうかということですが、この当該アドバイザー派遣事業につきましては、実際に派遣された団体の事例が毎年総務省から事例紹介されます。それで、病院事業というのはその中でも比較的多くの事例が紹介されておりますので、一つの事例では、この事例は非常に小樽市と似ているのですが、例えば現病院の老朽化に伴い病院移転新築は急務とされると。その中で早急な病院建設と経営状況の改善が問題となっているという事例も実際にあります。

そういう中では、例えば病院にかかわる基本的な事項として経営理念の明確化など、あと経営改善の具体的な方策としては、収入の確保とか、支出についてのチェックシステムの再構築とか、職員の意識改革、そして新病院関係などにつきましては、新病院での節減や効率化の対策などが助言されております。ですので、これらや他の先進病院の事例もありますので、それらを参考にし、当病院では給食など各種業務の民間委託とか病院機能評価による意識改革、診療報酬上での入院基本料の最高額の算定による収入の確保など、引き続き経営改善に努めておりますので、現時点での経営診断は考えていないということです。

総務部長

定例会の回数等について

登別市の定例会 3 回ということと新聞報道がございました。その感想でございますけれども、これは登別市議会の議会改革という中で、議会議論で結果的に 3 回という条例が可決されたという報道でございますけれども、率直に言って、そういう意味ではかたい話をすればもう議会の議論ですから、それでお決めになったものに従いますという話しか正直ないのですけれども、個人的な感想を言えば、6 月議会がぼんと抜けてしまう格好をどうも取るようなのでございますけれども、例えば 6 月議会の場合、臨時会がなければ 4 月新年度の工事案件が入札後に、契約議決なりなんなりをするというのがあるでしょうから、そういった場合は何でも臨時会を開けばそれはそれで済むのでしょけれども、数が少なくなったとかあまり審議することがなくなったという事情で 6 月議会を抜いているので、行政側としては、執行する側としては、その都度臨時会の回数が多くなっていくというのは果たしてそれがいいのかどうかという、その辺あたりが少しあるので、定例的にきちんと決められて、何か月に 1 回というサイクルがあった方がいいのかなという気もしないではございません。

それから、4 回の定例会が多いかどうかということ。これは定められておりますので、私どもは仕事ですから、それに合わせて仕事をさせてもらっていますし、委員会の開催状況についてもそのような認識であります。それで、率直な意見というふうに言わせてもらえば、回数は少ない方がいいかなという気持ちもないではありません。ただ、少なくとも、どこかの期間が 5 か月あいて残りが 3 か月あいて変則 3 回というよりも、一定、例えば 4 か月に 1 回やって 3 回になると、そういうようなことであれば、また考え方とすれば、仕事の仕方としてきちんとそういうサイクルでやっていくのもいいのかなと。

それから、委員会の開会については、やはり私どもも議会側にいろいろ詰めて話をすべきかなと思うのですけれども、理事者側で事前に委員の皆さん方と話させてもらって、質問要旨等々は十分に聞いているという経緯もございますので、全く質問のない、特に常任委員会あたりは理事者側はすべて出るという慣習になっておりますので、そのこと自体が今こういった人員配置の中で職員がやっているということからすれば、一定程度そういう質問のない理事者の出席についてはあらかじめさせないというような、こういった合理的な理事者の出席等々についてあれば、また通常の業務についてもスムーズにできるかなという、そんな印象を私は持っておりますので、また今後の課題として議論させていただきたいというふうに思います。

小林委員

今回のうちの森井議員の議員の口ききについての質問のやりとりを聞いていまして、他都市のそういう例もあり

まして、私も視察に出て、議会の全体協議会というのがありまして、小樽市の場合は議案の説明にしても各会派の説明、それぞれ日程をつけて説明されていることとか、他都市の話を知ると、やはり全体協議会とあって、議員を全部集めてこの場でやはり議案の説明をしている議会もあります。

ですから、もうそろそろという言い方はあれですけども、各議員の皆さん方の考え方は私はわかりませんが、今まで小樽市の議会対応の仕方はいい悪いは別としても、やはりもっと効率的な議会運営が必要ではないかと。全体協議会というのは、たしか前に小樽市では、マイカルのときに一度そういう議会運営をしたことがあると記憶しています。そういう場で議案の説明ぐらいも、正々堂々とという言い方は悪いですけども、やはり市長の見解をきちんと話して、あとは各会派で持ち帰ってその議案について詰めるとか、むしろそういう簡素化というか、活性化というか、議会の取組方がこれからは必要ではないかということをお願いいたします。

（教育）学校教育課長

教員免許更新制について

教員免許更新制の関係でございますけれども、まず一つは免許更新制の流れということで説明します。

平成16年10月に、当時の文部科学大臣が教員免許の更新制度の導入を中教審に諮問いたしました。そして、18年7月に中教審から文部科学省に対しまして答申がされてございます。文部科学省の方では、これから具体的な制度改正を行う予定になってございます。

答申の骨子といたしましては、教員としての資質・能力を保持するために教員免許の有効期限、それから更新については10年間といたしまして、その有効期限の中に免許の更新の講習を受講するというふうになってございます。この講習をいたしまして修了しないと教員免許が失効するというものでございまして、ただ失効いたしましても、再講習を受けますと免許を申請できるという制度でございまして、

それから、この更新制度のメリット・デメリットということですが、メリットといたしましては、これについては不適格教員の排除を直接目的とするものではございまして、ただ更新時に社会状況とか、それから学校教育の抱える課題とか、それから子供の変化とか、そういった物事に対応いたしまして、そのときに必要な最新の知識とか技能とか、そういったことを確実に修得できるわけです。そういったことで更新された10年間については保証されるわけですから、教員としては自分で自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の信頼を得ていくというものだと思っております。

デメリットというのは、先ほども申し上げましたけれども、修了しなければ教員免許が失効するわけですから、教員としての必要な能力は有していないということになりますけれども、そういったことがデメリットなのかと、この答申の中から読み取れば、そういうことが言えるかと思っております。

それから、3番目に更新制度を道教委が実施して市教委のかかわりということですが、文部科学省の方で中身はこれからですので、未定ですが、現在行っています研修制度とかそういったことを見ますと、研修と同様の形になれば、道が講習の実施主体になりますので、市教委の方では該当教員の申請とか、それから受講の案内とか、そういった道と教員の連絡調整が主になるだろうというふうに考えてございます。

教育長

制度実施のために国のレベルで内容を検討中ではありますが、国や道でこの制度を導入した場合、小樽市教育委員会としても進めていかなければならないものと考えております。

なお、教員の免許状につきましては、都道府県教育委員会が授与するものでございますので、この免許制度についても、恐らく更新については道教委が定めるものと考えてございます。これにつきましても、私どもだけでなく免許を持っている者すべてが、この制度に従わなければならないものと承知してございます。

小林委員

今、子供たちを取り巻く教育の現場、特にいじめとか悲惨な事件、これは本当に連日テレビで、教育改革の中で

学力低下もそうですし、それでは家庭教育は何なのか、学校教育、社会教育はどうだとか、もう大変な問題を今抱えています。ただ、学校教育課長の今の答弁の中で教員の資質の向上、これは10年置きのサイクルだけれども、だめ教師はやめていただくという、そういうことをちょっと考えていたのですけれども、何か本会議で教育長の答弁は、決して教員を首にするようなことはないようなことをお話しされて、今、学校教育課長、先ほど前段で答弁したのですね。

（教育）学校教育課長

はい。

小林委員

免許更新制というのは、やはり私方も例えば車の免許だと、運転不能になればもう免許をもらえないというような状況ですから、先日の新聞の記事では、山田委員の質問に、小樽市内の学校教育の中で問題はないということですが、今日も部活動で道外の中学1年生が、やはり指導の仕方でもう半身不随というか、それはもう校長の対応の仕方とか教頭の対応の仕方が悪くて、全くテレビで見る限りは。ですから、やはり先生の資質の問題というのは、非常に大きなウエートを占めるということをきちんと教育委員会で把握して、小樽の子供たちをどうこれから学力の向上にしても、そういうことを考えていただきたいと述べておきます。

福祉部長

こども発達支援センターについて

本会議で、森井議員から一般質問がありました発達支援センターについて二つありまして、一つは分室の言語指導の運営について十分なのかということと、もう一つは利用者、保護者のニーズの把握、この辺についてということだったので、まず、分室の言語指導の運営体制ということなのですが、言語指導に2名の配置をして、現在、子供の利用の登録が17名ということで、1週間から2週間に1回ないし2回の利用ということで、現在の状況としては、二人の指導員が1日に指導する子供の数が1.3人と。そうすると、1人に換算すると1日に0.6人というような、一人の指導員が毎日1人よりもさらに低い状況にあります。

そういうことになりますので、日常的な子供の指導と、さらに月2回のケース会議とか、あるいは月1回の運営会議とか、日常の子供の指導のほかに、言語指導員の方のそういった部分はありますけれども、今言いましたような内容からいきまして、十分時間は確保されているというふうに判断しているのですけれども、この子供の利用登録の状況、だんだん増えていくとか、そういういろいろな部分を見まして、必要があれば運営で不足だということになれば、今後そういうようなことも考えていかなければならないだろうと思います。

それとニーズ、利用者、保護者からの要望とか、そういった部分の把握なのですけれども、現在は日常的に保護者の方と会う中でいろいろな要望を十分聞いているというふうに思っているのですけれども、確かに設置されて2年経過しているということで、それぞれいろいろな要望等もあると思います。すべての要望を聞けるかどうかというのは限界がありますけれども、そういった要望がありましたら、なるべく解決できるように努めていきたいと思っております。こういった要望を聞くということも大事なのですけれども、これも含めまして発達支援センターのこういった療育活動、子供の指導について、やはり保護者の方と十分理解と協力をといますか、そういうふうな内容も十分理解していただくことも大事だと思いますので、そういったことも今後十分やっていかなければならないと、そういうふうに思っております。

小林委員

その今の答弁したことは本会議でやりとりはしているし、提言、提案もしていますし、森井議員の再々質問の内容について、市としてのこれからの取組方ということをきちんと答弁していただければ、今の答弁の内容は3分の1で済むのです。もう少し元気よく私は答弁していただきたかったと、そう思ったことを感想として述べさせていただきます。

（総務）企画政策室長

デモランの中止について

カーレースのデモランのことにしてお尋ねがありました。新聞報道の中でデモランができなくなったということの報道に関してのことだろうと思います。若干経過から話させていただきたいのですけれども、実は8月上旬にこのデモランを計画している実行委員会の方から、交通記念館の駐車場でチャンプカーというカーレースのデモランを10月中旬、たしか15日、16日だったと思うのですけれども、やりたいということでのお話があって、あわせてその駐車場の利用願が提出されておりました。ただ、その段階でこのデモランをやるということになると、アメリカから車を持って来る、レーサーを連れてくる、ピットチームを連れてくる、安全対策上でもいろいろなさくなのですけれども、そういうものをつくるということで、クリアをしなければならぬ課題というのが幾つかありました。それで、私どももこの実行委員会の構成メンバーと何回か話もしてきた経過があるわけなのですけれども、実は9月上旬、7日くらいだったと思うのですけれども、実行委員会のメンバーの方から、10月中旬の実施に向けては、主には準備の関係で時期尚早だと判断せざるを得ないと。それで、無期延期をしたいということで申出がありまして、同日で交通記念館の利用願を取り下げるといふか、戻してもらおうということになりましたので、そういう経過で中止になったということ御理解いただきたいと思います。

委員長

それでは、平成会の質疑を終結して民主党・市民連合に移します。

山口委員

今日もいろいろな質疑が出ておりました。要するに一般企業と同じで入りと出ですね。財政が非常に悪くて、税収も落ち込んでいる。いわゆる仕送りも少なくなっている。そういう中で基本的には人件費の削減とか、事務経費の削減等と市民サービスのカットとか落としていくということですね。増やしていくということでも、基本的には扶助費なんかはどんどん増えていきますし、一方で収入が減っていくということですから、大変財政運営も厳しくて、先ほどの話ではないのですけれども、財政の硬直化ということになっていくわけです。

私はブログというのをやっております、私が直接やっているわけではないのですけれども、いろいろな御意見を市民からいただいています。今回でも例えば旧手宮線の取得に関して、私は議事録は、言ってみるならほぼ公開をしております、ブログに参加していただいている方には読んでいただいているとは思っています。これまでの議論というのは皆さんも御存じのように、基本的には小樽市の展望というものを中心に議論を展開させていただいて、そういう中でどういう施策が必要なのかということはずっと論議してきたつもりなのですけれども、そういう方でも非常に財政のことを中心に考えていらっしゃるわけです。2億円と言われてはいますけれども、そんなお金があるのかと、そういう心配です。私は行政のこともそうですけれども、市民の方もそうですけれども、やはり気持ちが萎縮して次の展開をどうするのかということがなかなか思い浮かばない、至らないといふか、そういう状況に陥っているのではないかと。貧すれば鈍す。私は今日再度確認をしたいと思ひまして、実は予定している質問とはちょっと違って来るのですが、一般的な質問ですので、ぜひ聞きたいと思ひます。

小樽の経済に占める観光の割合について

確認をしたいのです。基本的に小樽市の経済の構造が変わったというふうには私は代表質問で申し上げました。観光が小樽市の経済の4割を占める主要産業になっているということはずっと私は申し上げているのですけれども、それが本当にそういう認識を持っているのか、それは正しいのかということをもまず聞きたいのです。

（経済）観光振興室小鷹主幹

今、委員の御質問の小樽市の経済の4割を観光が占めるということについてでありますけれども、私どもで持っているデータでまいりますと、平成12年の市内の産出額8,540億円に対しまして、平成15、16年の観光関連に関する

総消費額というのが、波及効果も含めると2,668億円ということで、8,540億円に対しまして2,668億円は31.2パーセントという数値が出ているかというふうに思うのですが、その数字とはちょっとかけ離れているという気はします。いずれにしても3割以上のウエートを占めるということは言えるかというふうに思います。

山口委員

その比較は絶対おかしいです。2,668億円というのは平成16年の数字です。あなたが引用された8,500億円というのは平成12年の数字ですね。そうしたら、平成12年というのは基本的には経済波及効果で3,046億円というのはあるわけですね。そこをまず比較して、そして平成13年まで出ておりますから、平成13年には市内産出額は基本的にこれは公共事業も入っていますけれども、7,700億円なわけでしょう。ここは落ちていますね、それ以降は平成16年にとられたのが2,668億円ですから。だから、そのいわゆる市内産出額が落ちている比率を平均して見ていけば、4割を超えているのは明白ではないですか。

（経済）観光振興室小鷹主幹

ただいまの平成13年度の7,700億円ということで比較しますと、委員のおっしゃるとおりの数字だと思います。

山口委員

基本的に私は前回は申し上げましたけれども、統計をとっているのです。地場調達率というような話もしました。観光というのは幅広い、すそ野が広い産業なのです。観光都市としてこれだけ観光に頼った経済の構造になっているわけです。その中でも、私は食品の出荷額にしても落ちているではないですか。観光に一番リンクすべきところが落ちているではないですか。それはわかっているわけですね。

例えば税収から見ても、市民税はどんどん落ちていきます。法人市民税も落ちていきます。しかし、都市計画税と固定資産税というのは落ちていないではないですか。これをどういうふうに分析していますか。

（財政）税務長

確かに委員がおっしゃられましたように、市民税、個人の部分については所得の減が大きな要因。また、小樽市の場合については、人口の減ということもあるわけですが、落ちています。法人市民税については、確かに横ばい程度で最近少しよくなってきているということと、市税全体に占める割合で言いますと、調定ベースの話ですけれども、以前は市民税と固定資産税というのはほぼ同じ程度あったわけなのですが、現在は固定資産税、都市計画税が半分以上、恐らく55パーセント以上を占めている。

ただ、昨日、地価調査価格が発表になりました。やはりニセコ町でしたが、全国で地価が一番上がったというようなことがございましたけれども、小樽市は今のところ相変わらず一部の地域を除いては下落している、まだ上がっているところはないというような状況ですけれども、固定資産税は考え方としては、今まで地価が上がってきたことの影響によって増えている。ただし、平成13年度以降につきましては、どんどん税収としては下がっております。ただ、どうしても古い建物を壊して新築するということが毎年行われておりますので、以前に比べると件数は半分以下ぐらいに減っておりますけれども、それでも増えている。それで大きな割合を占めているということかと考えております。

山口委員

固定資産税について言うと、当初は観光関連の投資で、いろいろな建物を建てられて利用されたりするということがありました。最近マンションが建っていますけれども、基本的にはまちのブランドイメージですね。先ほど佐藤委員もおっしゃいましたし、小林委員もおっしゃいましたけれども、それが何とか保たれているから、そういう意味でいうと投資がまだ行われているということなのです。ただし、本会議でも申し上げましたけれども、新しい魅力をどんどんつくっていくということです。もう一つはやはり市民が住んで満足できる、基本的には都市のアメニティというか、そういうものを高めていくことが都市のブランドを維持することになります。ただ、そういうことに対して言うと、大変最近ブランド力を落とすようなそういう危くするようなことがどんどん起きているの

ではないかと、観光の質も落ちているというふうに言われています。リピーターからもそういうことを指摘されているというふうな状態になっています。曲がり角に来ているのです。

そういう中で、やはり私はこの小樽の先人の歴史を生かしたまちづくりをやって、それによって全国ブランドに、先ほど3位と言っていましたけれども、なったわけです。そこを強化して、基本的に産業の分野からもそれにリンクして、何とか収入を上げていく。固定資産税だけでなく、ほかの分野でも上げていく。下げどまりを何とかする。そういう施策をやはり本当に具体的に真剣に打っていかないと、いくら財政当局がいろいろ小手先でやっても、これは限界があるのではないかと思います。

ですから、前向きな施策をぜひとっていただきたい。大した金額ではないではないですか。ブランド力があるうちに、ある意味では民間の協力も得られるような事業をぜひ立ち上げて、今こそやるべきではないかというふうな思いで、私は旧手宮線の取得についても主張しましたし、そして歴史を生かしたまちづくりということ言えば、これは旧手宮線というのは全国に誇る遺産ですから、それを生かして、その周辺も含めて、ぜひある意味ではそこをリニューアルしていくことによって、新たな観光資源をつくっていき、統一した中で基本的には小樽市の展望を市民に与える。そういう必要から、私は取得の2億円の経費は、ほかの経費から比べると非常に安いのではないかと。

先ほど財政部長の方から、投資的な経費というか、投資的なお金を出すような余裕は今ないのだというふうなお話もされましたけれども、そういう中でも、そういうことを感じ取られて、市長が英断をされたと、私はそういうふうに思っております。一つ今の件に関して聞きますけれども、毎年データをとりますね。こういうやつです。これはどういうふうに分析して、例えば毎年施策を打ちますね。その施策を例えば評価をして、これはよかったとか、これは悪かった、効果はなかったと、そういう作業をするのですか。それだけちょっと聞きたいと思います。特に産業施策についてどうですか。

経済部長

今の御指摘がありますように、そういった調査部分については、やはり基本的にはある程度厳しい評価をしながら進めなければならないと、私も思っております。ただ今のところ道内の動向というのを聞いていますと変化の激しい部分もありながら、それが果たしてどうだったのか、これも含めましてこれからいろいろと検証しながら施策を進めていかなければならないというふうに思います。

山口委員

その辺について人も変わったことですし、大変期待しておりますし、我々も業界として一緒に協力してやっていきたいと思っておりますので、ぜひとも真剣に取り組まれるように要望しておきます。この件については終わります。

旧手宮線の活用について

旧手宮線について話をしたものですから、聞きたいのですけれども、平成13年に中央通から寿司屋通りまでの6,300平方メートルですけれども、ここが取得されました。それで整備をしておりますけれども、これについてはどんなふうどういう議論を経てやったのですか。

（建設）まちづくり推進課長

旧手宮線の活用ですけれども、平成10年に市民団体等で組織しますところから、交通系とそれから散策系の二つの案が出されました。その後、市の方でその二つの案について検討を加えて、一応暫定的な活用として交通系の要素を残しつつ散策系で整備を行う。こういうことで平成11年にひとつ結論を出したということでございます。それに基づきまして、平成13年度にJR北海道の方から土地を取得し、その年に暫定的な整備として既存の線路等を残しながら散策路として暫定整備を行ったと、こういう経過でございます。

山口委員

その際の整備というのは市の単費でしたのですか。

（建設）まちづくり推進課長

暫定整備ということで単費でございます。

山口委員

私の本会議の質問に対する答弁で、今後二、三年かけて整備の方策について検討したいと、こういうふうにおっしゃっています。景観条例の関連で聞きますけれども、景観条例で本年 2 月特別景観形成地区の範囲を拡大しました。その際、旧手宮線の線路より 1 本上の道路まで範囲に含めるようにしましたけれども、その辺のことについて、手宮線のところを入れたその真意というか、理由というか、それについて何か聞かせていただければ。

（建設）まちづくり推進課長

2 月 15 日で、今、委員がおっしゃったような旧交通記念館の前まで特別景観形成地区の拡大を行いました。もともこの特別景観形成地区の拡大というのは、景観形成地区の周りにいろいろな建物等の問題があったということで、それに対する市の対応として特別景観形成地区の拡大を行いながら、良好な景観を守っていきこうと、こういう意味合いで拡大を行ってきたものでございます。今、委員がおっしゃったように、旧手宮線については小樽の貴重な歴史的遺産であり産業遺産であると。こういう認識の中で、今後も先人の残したい景観を後々まで守っていかなければならない。こういった中での特別景観形成地区の拡大というふうにご考えております。

山口委員

それに関連して新景観法が国で制定されて、今議会でもたしか森井議員の質問にお答えになっておりますけれども、景観法に基づく景観行政団体に今年度中には小樽市はなるといふような答弁をされておりますけれども、それで結構ですか。

（建設）まちづくり推進課長

11 月 1 日に景観行政団体になるということで、現在公示を行っております。

山口委員

景観行政団体になるということは、景観計画をつくっていくことになると思うのですが、それについてはまだ今後のことでしょうけれども、景観計画を、言ってみるなら地区ごとに立てると思いますが、そういう意味で、例えば旧手宮線の地区なんかはどういう位置づけになるというふうにお考えですか。

（建設）まちづくり推進課長

景観行政団体になると、次の作業としては景観計画をつくるということでございます。景観計画については、今、全市を対象につくろうというふうにしておりまして、地区ごとに景観形成基準、今で言う景観形成地区ではどういった行為をしてはいけないか、あるいはどういった景観を誘導しようかと、そういったような基準を地区ごとにつくっていきこうというふうにご考えております。

そういった中で、今の旧手宮線周辺は、特別景観形成地区という形で一定の景観の誘導を図っておりますけれども、今後、将来を見越した形でやはり景観計画をつくっていかねばならないということを見ると、現在の特別景観形成地区の基準、それよりも後退することは当然ないわけで、それに加えて今後も含めた景観をどう進めていくかということの要素を加えて検討していきたいというふうにしております。ただ、中身の詳細については、これから 1 年ちょっとかけながら、どういったことが必要なのか、こういったことをじっくり今検討していくと、こういったことで考えております。

山口委員

今答弁した、1 年ぐらい置いて景観計画をつくっていききたいという意味は、当然これは地権者の方々とも話をするとありますが、そういうことも含めて 1 年ですか。

（建設）まちづくり推進課長

景観計画の作成にやはりいろいろと制限を加える部分がございますので、地域の方々、市民の方々の御意見を当

然聞きながら、了解を得ながら進める必要があるということと、もう一つは景観についてはかなり幅広い、行政、市役所だけを含めてもいろいろな幅広い分野にかかわってきますので、そういった中で市全体としてどう取り組むか。各部が抱えている関連業務もたくさんございますので、そのあたりの調整なり検討、そういったものもやはり必要なものですから、1年ちょっと、平成19年度中はやはり時間を要するというふうに考えます。

山口委員

私は、旧手宮線については基本的に歴史遺産だから、そう言っているわけではないのです。そうでなくて、すごい生かせるのだと、次の交流観光の拠点になり得るというふうに申し上げているのです。まちづくり推進室は景観計画を立てたりしていくわけですが、あの地区をまずどういうふうに認識しているのか。私のような認識をしているのかということをもまず聞きたいと思います。

（建設）まちづくり推進室長

これまでのお話は、要するに認識ということなのですが、やはり課長の方から答弁いたしましたように、本市が今後の景観行政、観光も含めて実施していくということになるかと思えます。それで、ちょっと細かい説明になりますけれども、手宮線沿線地区につきましては、現在指定いたしました地区名といたしましては「色内・堺町本通地区」ということで、ある程度旧手宮線沿線にわたっている地域でございます。

それと、旧交通記念館の部分でございますけれども、新たに旧手宮鉄道施設地区ということで約10ヘクタールを指定してございます。常に中心市街地から手宮までの動線、それから北運河地区周辺の環境ということで位置づけてございまして、今回拡大いたしました地区指定につきましても、それぞれの景観地区とそういう方からできるような形の中で位置づけてきたというふうに認識してございます。

山口委員

旧交通記念館の敷地も含めて考えていると、私と同じ認識だと思いますけれども、いずれにしても市財政が悪いわけですから、前にも話をしましたが、取得と整備については、沿線の整備については、これは一定の景観を守ると認識をした上で、これは市の誘導措置も必要だと思いますけれども、いずれにしても民間のディベロッパーが、言ってみるなら、あそこに投資をする、そういう意欲を持っていただくような計画をやはり我々の方からも提示をして、いろいろなところに働きかけていく、こういうことを早急にする必要があると思うのです。特にそういう中で私が申し上げているのは、旧交通記念館の敷地については、宿泊型に何とかできないかということで、これは市がやることではありませんので、いわゆる新博物館とリンクをして、あの敷地をある意味では観光の拠点として整備をしていくということ、現状において、もう早急に議論をする必要があると思っております。

旧手宮線沿線というのは、ある意味では小樽の歴史的景観という観点からすると、目ぼしいものはないのです。いわゆる旧日本郵船小樽支店ぐらいです。結局、江差のいにしえ街道のように新たなものをつくっていくか、一部をかえるかです。それか古い建物を移築するとか。ある意味ではかつて色内とかいろいろありましたけれども、各ポイントごとぐらいに、そういう言ってみるならモニュメントみたいなものを配置して、その周辺ににぎわいをつくっていくということです。そして旧手宮線が馬車とか、いわゆる人力車とかが走ったりもしていますけれども、一回りして、そういう車以外の車両も入れて人が散策をすると。そういうトランジットモールのようなことを実現していく必要があると、こういうふうに私は考えておりますが、いずれにしても財源というのは、整備については要るのです。

先ほどの中央通から寿司屋通りまでの取得にかかわって、整備は幾らかかっていますか。

（建設）まちづくり推進課長

5,200万円です。

山口委員

今度取得予定の土地というのは1万6,300平方メートルあります。大体3倍まではありませんが、面積で言うと2.

五、六倍です。暫定整備ですから、あれは基本的には、ある意味では土地利用が変わるような整備ではないだろうと思います。整備の手法としてはあれではまずいのではないかと考えております。いろいろこれを話すとまた終わってしまいますので言いませんが、今後また議論をしていきたいと思いますが、整備については、これは単費でなくいろいろな手法があると思うのですけれども、例えば何か国の方でいろいろな施策を準備しておりますけれども、その辺で何か当てはありますか。

（建設）まちづくり推進課長

整備に国から導入できる補助金等々のお話だと思っておりますけれども、整備内容がどういうものになるかに応じていろいろ変わってくるというふうに思っています。ただ、最近の国のいろいろなまちなかの整備ということについては、まちづくり交付金というのが非常に使いやすいと言われております。中心市街地活性化に向けては、そういったものが一つのメインの交付金あるいは補助金といたしますか、そういった事業メニューとしては上がっております。それを使うかどうかということは今後ですけれども、暫定整備なのか本格整備なのかということに依っても、また違ってくると思っておりますけれども、何とか分のいいといたしますが、整備に当たってはそういったものの導入をしっかりと検討しながら、そのためには内容をどうするかということ、整備内容の検討が必要ですので、そういったことを含めてしっかりきちんと議論してまいりたいというふうに思います。

山口委員

旧マイカル小樽について

旧マイカル小樽のことで代表質問の中でちょっと触れましたけれども、市長はえらく自分で答弁を考えて、質問内容にプラスしてお話をしていただきましたけれども、旧マイカル小樽の現実 9 万 8,000 平方メートルの売場面積というのは過大ではないかということは、もうほとんどの市民もたぶんみんな知っている。市の幹部の方々も同じように、私はそういうふうに思っているのではないかと思うのです。

そういう中で、私は議論の中で 2 万 8,000 平方メートルのポスフルは何とか残るけれども、あとのセンターゾーン、旧ビブレ棟、そこについてはなかなか商業利用というのは難しいのではないかと。これは直接市がかかわれるというか、けれども市も債権者ですから、基本的に権利はあるわけですが、O B C の問題だって話をされましたけれども、基本的な認識としてそういうのは間違いなのですか。どういう認識をされていますか。

（経済）本間主幹

旧マイカルに関連してですけれども、平成 11 年 3 月にあそこがオープンいたしまして 7 年が経過しているわけですが、当時 9 万 8,000 平方メートルという旧大規模小売店舗立地法の中で認められた店舗面積でございますが、今のポスフル棟が 2 万 8,000 平方メートル、センターゾーンが 3 万平方メートル、そして旧ビブレ棟が 4 万平方メートルという 9 万 8,000 平方メートルで開業したわけですが、その間、施設全体を管理・運営します O B C の問題といたしまして、親会社でありますマイカルが経営破たんをしたことに伴いまして民事再生の申請とか、また平成 14 年には小樽ビブレの閉店、また市内状況におきましては人口の減少とか、高齢化の進展等によります購買力、いわゆるパイの縮小とか、またさらには外部的な要因としましては平成 14 年に大丸札幌店の開業、また、この間経済部で消費者の動向調査を行いました結果、今、現実問題としてインターネット販売とかカタログ販売とか、従来見られなかったような買物動向に変化してきている。また、そういったさまざまな要因によりまして、現在、あそこの 9 万 8,000 平方メートルという商業物販の面積は、商業物販だけでできるということはなかなか難しいと思っております。

山口委員

やはりそういう印象を持っている。私もそういうふうに認識しています。そうした中で、やはりこれは今あそこの債権というか、権利を一番持っているのはポスフルです。債権カット 98.5 パーセントとかになっていますね。別除権設定ということでポスフルが 60 億円、旧政策投資銀行が 130 億円ですか。大半を持っている。だから、パッ

クはイオンです。私はイオンとやはり市が腹を割って、市の方向性を話して、何とか試してみるなら解決というか、糸口をもう見つける必要があるのではないかと。固定資産税にしても都市計画税にしても試してみるなら債権を小樽市は持っているわけですから、分割で払っている分もあるようですけれども、基本的には滞納していると。今のままで行けば、仮の使い方みたいなものでやっていく格好です。だから、やはり基本計画から変わってきているわけですから、位置づけをきちりし直すということを市ももうそろそろやっつかないといけません。これは答弁は要りません。

新博物館について

次に、新博物館ですけれども、15日に上野委員が大変力説をしていらっしゃいましたけれども、私も同感です。今の博物館を、一説によると郷土館として位置づけし直そうというふうな話がありますね。それは本当ですか。

（教育）新博物館開設準備室長

さきの委員会でも答弁をさせていただきましたが、郷土館的な色彩のものにしたいという、そういうことは考えております。ということは、現在の私ども新しい館として準備している新博物館でございますが、何度も申し上げていますが、科学館機能を持ち合わせて、それに鉄道関係の資料を融合させた新しいスタイルの博物館を今模索しておりますので、そういう中で現在の博物館の活用方法も、今、鋭意その方法論について具体的な詰めをしているところでございます。郷土館的という名前がちょっと誤解を招く部分があったのかもしれませんが、あくまでもイメージとしては郷土館的なイメージで、本来の博物館は手宮の現在の旧交通記念館というふうな位置づけで進めているということでございます。

山口委員

私は常識的に考えて、郷土館と言うと、博物館から言うと1ランク落ちる施設ということになると思います。例えば観光パンフレットに、あそこは郷土資料館、郷土館と、向こうが博物館となったとしますね。博物館というのは、基本的にはそのまちの先史時代からの成り立ちですね。どういうふうに変遷したのか、そういう中でどういう遺物があったとか、そういう中でどんな文化が育ったのか、そういうことを検証する施設ですね。そういうものとして、例えば今の手宮のところの位置づけをどういうふうにするのですかと。博物館の資料は、確認しましたけれども、移さないということでした。資料展示室みたいなものを、試してみるならイベント的に企画展示をできるようなところだけは設けると、あとは基本的には常設になりますと、こういうような話でした。それに基づいて今回の予算が出ているわけですね。

ですから、あそこは鉄道を中心にした施設にしたいと言っているのです。科学館を移す、いわゆる科学展示も、鉄道に関連したいろいろな実験もやったりするでしょう。あくまで基本的に鉄道発祥の地にふさわしい鉄道資料を中心にした博物館にしたいと言っていたのです。これは間違いありません。いいですか。

（教育）新博物館開設準備室長

資料を今の博物館から旧交通記念館の方に移さないというのは常設の展示部分だけでございまして、むしろ現在の色内の博物館には、常設展示部門では、旧交通記念館で所蔵していたコレクションを充足させる形で常設展示の充実を図りたいというふうに思っております。あるいは収蔵されている多数のコレクション、それらについては今まで展示面積が狭いということで、なかなか公開できる機会がございましたが、それを新博物館の2階の展示室をそれ用に改造いたしまして、常時ローテーションを組みながら、多くの資料を多くの方々に公開できるようにといった方法論を今も考えているところでございます。

山口委員

そういう話を聞きますと、博物館でいろいろな展示を常設でやっている。企画展示は、基本的にはいわゆる鉄道科学館と私は言った方がいいと思いますけれども、そちらの方でやっている。だから、博物館の方で例えば石器とか土器の展示なんかを、収蔵品をいっぱい持っていますから、そういうものをやると。特別展をやっていますと

博物館で案内をかけられますね。けれども、博物館だと思って旧交通記念館の方にいらっしゃった方は、一部そういう展示が常設でされているだけで、一般展示は鉄道と基本的には科学館的なプラネタリウムは入るのですけれども、そういうふうな性格になっている。これでは混乱するのではないですか。

私は何度も申しますけれども、外から来た人が小樽市博物館、まして明治23年に建てられた小樽を代表する木骨石造の倉庫です。だから、市が取得したわけです。それで、お金もかけて全部整備もしました。そして、博物館になっているということです。そういう、ある意味では非常に小樽にとって重要な建物が利用されて、博物館にふさわしい使われ方をされているわけですから、その展示を変えないで郷土館に格下げをして、向こうを博物館だと言っては戸惑われるのではないですか。博物館だと言って、「何だおい、鉄道と、科学の実験やってるよ、何か違うよ」と、イメージが違います。博物館へ行ったら、郷土資料館だと。「郷土資料館とは何だ」と、こういうふうになります。これは観光にとってマイナスではないですか。

教育部東田次長

プラスになるかマイナスになるかということだけで、ちょっとはかり知れないと思います。まず一つは先ほどから新博物館開設準備室長が言っているとおり、現状の色内の博物館の現状の見せている機能というのは変えないということは言わせていただいておりますので、ちょっと今の山口委員の議論を聞いていると

（「名前の問題」と呼ぶ者あり）

名前というふうな感じを受け止めたのですけれども、先ほども冒頭で室長が申し上げたとおり、名前については、今、郷土館というのは一応計画段階での仮の名前というふうに我々も考えて進めております。ですから、博物館になるかどうかという部分についてはすぐに明確な答弁はできませんけれども、旧交通記念館におけるところの新しい博物館と現状色内にあります小樽市博物館と、どういう名前で、どういう見せ方をして、どういうPRをしていくのかというのは、今とりあえず作業を進めておりますので、お示しできる段階になりましたらばお知らせしたいと、そういうふうに思っています。

山口委員

私のような思いを持っている方というのはたくさんいらっしゃいますので、ぜひそこをきっちり受け止めていただいて、名称についても考慮していただきたいと、こういうふうに申し上げて、この件に関しては私の質問を終わります。

小樽市立学校の規模・配置の在り方検討委員会について

次に、教育委員会の方ですけれども、私の代表質問の答弁で、今、小樽市立学校の規模・配置の在り方検討委員会、これをやっていますが、その中で、私は基本的に適正配置については規模・配置というだけの話をずっとやっていくと、要するにデメリットばかり出て来るわけですから、メリットの部分の議論もやはり跡地利用の問題も企画政策室でやるからいいということではなくて、また、いわゆる学習支援員ですか、そういう話もさせていただいたり、歩車共存の道路のことについてもこれまで申し上げてきましたけれども、言ってみるなら明らかに教育も変わるのだなと。この機会にそういう部分をやはり議論をして、一緒にやった方がいいのではないかと申し上げたときに、教育長は委員の方とも話をして、何とかそういうことも議論ができるようにしたいとおっしゃっていましたけれども、具体的にどういうふうに考えていますか。

（教育）山村主幹

小樽市立学校の規模・配置の在り方検討委員会は、7月25日に第1回目がありました。8月23日に第2回目がありました。まだ事務局の方で提供している資料について、事務局の方から説明をする。あるいは先月の第2回目の会議では、学校規模について他市の例なんかを参考にしながら、規模の大きい小さいについてどのようなことが考えられるかというのを、各委員から思っていることなどをお話しいただきました。今月の末に第3回目を予定してございますけれども、そういう議論がますます深まるにつれて、学校規模の中で日ごろどのような話が進展し

ていくのか。そういった中で地域とのかかわりも、前回の小学校適正配置計画（案）の説明会などの様子を見ていると、参加された方から地域とのかかわりについてどうかという御意見などもありましたので、この検討委員会の中でもそういう議論が触れられていくのではないかとというふうに事務局の方では思っています。

ですから、そういう際に、先日教育長の方から答弁申し上げたような形で一つの検討素材ということで、そういうようなかかわり方がいいですか、地域との連携の模索の仕方について話題提供といいですか、そういう形で事例紹介などを求められれば、話をしていきたいというふうに考えています。

山口委員

特に学習支援ボランティアについては、前に石田教育長の方に申し上げましたが、これは小樽の特殊な事情というか、私もよくわかっております。私は基本的に文部科学省の方が、学習支援員の制度を立ち上げてやろうとしている。独自に石狩市では行っていて、岩見沢市は基本的にそういうことができるようにしてやられているということです。私は、やはりいろいろな方々がいるわけですから、ただ教育をよくしようというところでは一緒なわけですから、私は今回委員の中にも、組合の方も入ったし、それを機会にぜひそういう意味で議論をしていただきたいと思うのです。

ただ、言ってみるならこの委員会というのは規模と配置ですから、教室がどうなっていると、クラスの人員がどうなっていると、問題はこういうことが起きていますということでしょう。いずれにしてもやはり適正な規模の学校が要るし、これだけの多くの学校を抱えていくのは大変だと、そういう議論になっていくわけですから、そこを中心に話がどうもそういう形になって、議論もされるというふうに皆さんも思っているから、突然、学習支援ボランティアの話なんかしても、一体何なのかということになりますから、何かそういうチームをつくってやったらいかがかと思うのです。そうでなかったら、これは進みませんよ。私はそう思うのです。ですから、その辺のことについて認識を聞きいて質問を終わります。

教育長

今回の小樽市立学校の規模・配置の在り方検討委員会ですが、単に配置ですとかそれだけでなく、後段に行くに従いまして、前回皆さんからかなり御指摘がございましたが、どういう点を留意してとかという、例えば地域ボランティアもありましょう、学習ボランティアもありましょう、それらを全部含めて私たちは考えております。予定のところを御覧いただければおわかりのことだろうと思いますが、私どもとしては留意すべきことはかなりあるのではないかと思うのです。その中で先日から委員がいろいろと御指摘のこと、例えば交通安全に対するものですか、そういうことも全部含めまして、単に私たちが資料提供ということだけではなくて、出てきた委員の方々、皆さんそういう思いでいると思いますので、そういうことも含めまして、数は1回、2回ではございませんので、私どもが不十分な場合にはまた委員からも御指摘をいただきながらよりよい学校の適正配置に努力してまいりたいというふうには考えてございます。今後ともよろしくお願いいたします。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、この際暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時30分

再開 午後 3 時45分

副委員長

委員長を交代するようにとの命ですので、交代をさせていただきます。

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

共産党。

菊地委員

国保条例の改正について

初めに、今回、議案第30号で出されています国民健康保険条例の改定のポイントについて説明してください。

（市民）保険年金課長

今回、提案しました国民健康保険条例の一部を改正する条例案につきましては、健康保険法の改定に伴いまして国民健康保険法が改正され、それに伴って大きくは4点ほどございまして、1点目は高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業に係る基礎賦課総額の特例措置を小樽市国民健康保険条例の中に設けた。2点目は出産・育児一時金の支給額、これは現行30万円のところを35万円に改正した。そして、3点目は、あまり小樽市の部分では関連はないのですが、国の方で条約適用利子等に係る保険料の算定の特例措置を設けた。それに伴いまして国民健康保険法施行令が変わりましたので、それに伴いまして関係条文を直す。そして、4点目は、これは全市的に年末年始の休日の変更に伴う納付期限の開庁の関係が変わりましたので、保険料の納付期限の変更、この4点が主なものでございます。

菊地委員

保険財政共同安定化事業にかかわってなのですが、ここの財源措置というのはどこから財源が措置されるのかについて聞きます。

（市民）保険年金課長

この保険財政共同安定化事業というものは、新たに今年の10月から国の方で制度化される、そのような制度でございまして。形というか、従来からずっと市町村単位で国保連を通しまして、高額医療費共同事業というものがございまして、市町村からの拠出金、そして交付金というような形で市町村それぞれが国保連に拠出をして、そしてその中でプールして必要な市町村に今度は交付金で渡すと。そのような制度が平成15年度から17年度までありまして、今回は18年度から21年度まで延長になっております。ただ、その金額が80万円を超えた医療費の部分に係ると、そのようなことではございましたが、今回新しくできました保険財政共同安定化事業というものも、やはり都道府県単位でやるというような形の部分で、北海道ですと、札幌にあります国保連がやはりやるような形になるのですが、それも今度は30万円を超えたもの。ただ、高額医療費の部分は、例えば100万円で80万円を超えたという20万円の部分なのですが、この共同安定化事業というのは30万円を超えたら、ゼロ円から30万円なのです。例えば50万円だったらその50万円全部を見ると、そのような形の制度。これも一応都道府県の全市町村の拠出金に基づきまして国保連でプールしまして、そして実績に応じて交付金で整備すると、このような制度でございまして。したがって、今年の部分につきましては10月からですので、6か月分という形の運営になっています。

菊地委員

その制度に対して国の持ち出し分といいますか、健康保健というか国民健康保険というか、そういう全体の事業での国の持ち出し分については変化したのかどうかということについてわかりますか。

（市民）保険年金課長

いろいろ国の方の制度の中で三位一体改革に伴いまして、昨年度の時点で都道府県調整交付金ができたとか、そのような全体的な中での動きはありますので、そこまでは私も分析を、現在していません。ただ、共同安定化事業につきましても、先ほど申しました10月からの事業なもので、ここの部分につきましても結果的にどれだけ費用が出るか、そこからの部分がまだ概算の部分なもので、国保連としましても昨年度の実績なり前々年度の実績なり、そのような形で回っていますので、私どもの方には、ここの共同安定化事業の部分は一応概数としてこれだけの金額が来ます、そしてこれだけの部分を負担してくださいと、そのような数字で来ていますので、そういうふうな形で今回の補正予算の中には計上させていただいていますが、実際に動いた時点では変わる可能性があるというよう

な形で理解しておいていただきたいと思います。

菊地委員

議案の説明の中で今度の国民健康保険条例の一部を改正する条例案で、先ほど4点のポイントについて説明あったのですが、6番目ということで特定療養費が廃止されて、保険給付として保険外併用療養費が支給されるとともに、療養病床に入院する70歳以上の高齢者の生活療養に要した費用について、保険給付として入院時生活療養費が支給されることに伴い規定を改正するという、これを平たい言葉で中身について説明していただけますでしょうか。

（市民）保険年金課長

今回の条例改正につきましては、先ほども答弁しましたように、健康保険法の一般的な政管健保、社会保険等の一部が改正されまして、それに伴いまして国民健康保険法の一部改正があったと。その中で今御質問がありました特定療養費が廃止されまして、新たな保険給付としまして保険外併用療養費、これが支給されることになりましたので、私どもの条例の中で、何か所かほど特定療養費という言葉もございましたので、その部分を変えさせていただきますということです。

ただ、内容的な部分ですと、現在、特定療養費の制度というのは、例えば臓器移植などの高度先進医療とか、差額ベッドに限り認められている制度でありまして、ここの部分を新たに保険外併用療養制度というような形の制度に名前を変えたという中で、今までその中になかった内視鏡でがんを切除するなどの、内容的には中程度の先進医療とか、実験中とか治験中といっているのですが、国内承認薬というのですか、その辺の部分を対象に加える、このような内容になっているということですので伺っております。

それで、現在の公的医療制度では、例えば治療の中に少しでも健康保険以外の療養が入ると、本来は保険適用される医療の部分を含めまして全額患者負担となるのですが、ただこの高度先進医療だとか差額ベッド、これらの部分につきましては、選定療養費につきましては特定療養費制度として例外的に保険給付、当然先進医療だとか差額ベッドは自己負担なのですが、それに伴います基礎的な部分、検査がかかる医療だとか、そういうふうなものについては医療の中から出すと。そのような形で医療の中と医療外併用が認められていると。このような制度が保険外併用療養費制度なのです。

それで、もう一点御質問のありました入院時生活療養費、ここの部分につきましては、介護保険と同じように今年の10月から70歳以上の療養・医療費の形については、食事代と居住費分、それを自己負担してもらうというような形になりますので、それを除いた部分を、今度は保険の方から提供すると、このような制度です。

菊地委員

条文を例にすると非常にわかりづらいと思うけれども、今の説明で要するに、それだと保険給付として保険外併用療養費というのは、保険外の医療についても、混合診療とか、そういうところの幅がもうちょっと広がるというふうなとらえ方をしている世論もあるので、そういうことだととらえていいのでしょうか。そういうとらえ方は間違っているのでしょうか。

（市民）保険年金課長

大ざっぱに言いますと、そのようなことです。結果的に先進医療とか、それは当然自己負担になるのですが、先ほども言いましたように、それに伴う検査だとかの基礎的な部分、食事代とか、そういうふうな部分を特定療養費という部分で出していく。その部分が今度高度医療ではなく中度医療というのですか、そのような形だとか、治験の薬品も保険外医療の中で認めているような形になるのです。そのような形でございます。

菊地委員

モーターボートの場外発売場の建設について

次は、9月12日の新聞で報道されておりました石狩湾新港の場外発売場の構想について、何点かお尋ねしたいと思います

います。

この舟券売場というのはどういった手続が必要で、自治体というのはどんな形でかわるのかということについて伺いたいと思います。

（総務）企画政策室相庭主幹

モーターボートの場外発売場の建設に当たりましては、モーターボート競走法施行規則というのがございまして、こちらの方で設置に当たっては国土交通大臣の確認を受けるということになっております。その際に、確認に当たりましては地元の調整がとれていることということが一つの条件になっておりまして、その判断基準といたしまして、当該場外発売場の所在する市町村の自治会又は町会の同意、市町村の長の同意及び市町村の議会が反対を議決していないこと、これをもって地元との調整がとれていることとする、こういう通達がございます。したがって、自治体の市としてのかわりとしましての市町村長の同意ということと、議会が反対の議決をしていないと、この2点になるかと思えます。

菊地委員

小樽市とはいえ、あそこは住宅地が張りついているわけではないので、町会とか自治会というのはどういったところを考えているのかということについて伺いたいと思います。

（総務）企画政策室長

委員の御指摘のとおり、あそこはああいう地域ですから、一般の住宅があってそこに住んでいる方はいません。その意味からしますと、特に通知で出している自治会又は町会、そういったものに該当する組織はないのかというふうに思っております。

菊地委員

それと、先ほどおっしゃっていた議会が反対決議をしていないことという項目がありましたけれども、今、新聞報道では9月に事業計画が提出されているという書き方をしていたのですけれども、この議会で例えば関係者からの意見を聞いたりとか、そういう時間ありませんし、そのことについていいのかわいのかといった審議が尽くせるとは思えないのです。12月議会にそういったことはゆだねられると思うのですが、この9月から12月議会の間に認可手続とかが終わってしまうということはあるのでしょうか。

（総務）企画政策室長

実は、小樽市として9月上旬に、事業計画書が提出をされたという段階でございまして、その内容について相当数の部が関係する部分もございましてけれども、具体的な検討はこれからというふうには考えおりますので、今の段階でいつ判断するということは決めておりません。

菊地委員

つまり私たちもいろいろな方の意見なり、そういうものを集約しながら、12月議会でさらに検討する機会はきちんと保障されるというふうにご考慮よろしいでしょうか。

総務部長

まだ基本的に企画政策室の方で計画案というのは民間開発ということですから、いわゆる都市計画法等々の立地条件そのものには合致をしているといいますか、法的にだめというものではないと。問題は、私どもが受け止めているのは、郊外型のふる屋、スーパー銭湯というのですが、そういうものも併設でつくるとのことなので、一つは舟券売場という国土交通省との関係でやるべき手続というのは、今言う首長の同意なり議会が反対をしていないという、こういったきちんとした基準があるのですけれども、それはふる屋についてもつくれるのですけれども、例えば温泉を掘るですとか、それからお湯を流すとか、そうすると下水道がどうなのかとか、下水道の飲み口がどのぐらいのめるのかとか、そういった計画が具体的にこの間の計画書をいただいた段階では詳細まで承知を、いろいろやりとりをしているのですけれども、まだやれていない段階で、こういうことをやりたいということを話をし

てきたということで、それはそれなりに公の段階で一応受け止めました。

だから、今話しましたように、いろいろなふる屋の問題、それから当然舟券売場というのは交通絡み、防犯絡みもあって、警察との協議というのは手続上は小樽市の一定の考え方があって、実行に移る段階ぐらいでやればいいのですけれども、交通関係ということになると、あれは図からいくと500台ぐらいの駐車場があって、車がいろいろ出たり入ったりするという想定の下ですから、そういうことを私とすれば最低限計画案の段階で警察に話をして、例えば建物のフォーメーションを変えざるを得ないのであれば、変えるなりなんなりというのもあり得ると思っておりますので、そういったやりとりを事務方で一定程度整理をして、そして最終的に判断をすべきものであれば、そのレベルで一定の市の見解というものを市長を交えてやっていこうというふうに思っていますので、今回は事務方として一応聞いて、正式書類で出てきたものを市としては受理をして、今回いただいたものですから、こういうのが出たという報告だけはさせてもらおうと。ですから、12月議会までの間にそういった手続なりなんなりといいますか、事務的に整理ができれば、また議会の中で一定の話を申し上げ、御意見をいただきたいというふうには考えております。

菊地委員

いろいろ疑問なのですが、あそこは基盤整備、道路とかができていない土地なのですが、石狩開発は民事再生中なので、そうすると基盤整備というのはどこがやることになるのかということで、小樽市がやるようなお金はないだろうと思うのですが、そういったことについてはどういうふうになるのでしょうか。

総務部長

基本的にお伺いをしていたものは、それは当然、地主なり石狩開発がああいった事情の中で土地の分譲を積極的にしたいという流れの中にかかわっています。それで、現在立地をしたいという土地は原野状になっていますので、ただ問題は、区画整理区域の認可区域には入っているのです。そして、民事再生が終わって、いわゆる個人施工でやった区画整理事業がとまってしまっているのです。いわゆる財源がないわけです。ですから、それを街区的に今やるとすれば、施工区域を区切って、新たに施工認可を受けて、そして言ってみれば、今回の事業費での上がり、土地代の上がり計算に入れて、そしてみずから区画整理事業の部分施工みたいな形で道路をつけたり、そういうことをやっていると。それで面整備をするという形です。

上水道なりについては、既に計画線の管計画が決まっていますから、設計の中にはもう水道は入れていますので、ですからそういう意味では道路を整備すると、一定程度公共上水道等々の部分については既に入っているという状況の中です。ただ、これからまた、水の問題を含めて水道局とも開発者とも十分話し合いをしていかなければならない案件もございますので、またこれからの段階だということで、また詳細については報告したいというふうに思います。

菊地委員

詳細が決まった後に、いろいろ話し合ってもちょっと遅いと思うこともあるので、公営ギャンブル施設を誘致することの是非についても伺っておきたいと思うのですが、モーターボートの収益というのはずっと下がってきているという状況だそうです。何かいろいろインターネットを引っ張っていたら出てきました。モーターボート競走事業活性化検討委員会というのがこの7月に報告書を出しているのですけれども、平成3年度をピークに経営状態は悪化して、そして今、施行者は一般会計にお金を繰り入れることができなくなっている。このギャンブルが国民にそろそろ見放されつつあるのではないかというふうに評価できると思うのですが、その中でこれを盛り返そうという報告書なのです。それで、そのいろいろな方策が練られているのですけれども、広域発売体制の一層の強化、その中に迅速かつ円滑な場外発売場の設置運営というのがあります。この方針に小樽市、札幌市、石狩市の市民がターゲットにされているというふうに私はとらえたのですが、そういうのは問題ではないかというふうに私は思うのですが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

（総務）企画政策室長

今の委員の御指摘にありました報告書は私も読んでおまして、これは私が言っているのではなくて報告書が言っているということで御理解いただきたいのですけれども、御指摘のとおり売上げがずっと下がってきていると。ですから、国土交通省サイドとしては、こういったモーターボート競走というこの事業を盛り返していこうという立場で、この報告書をつくっているわけです。それで、これは今回の北海道だけではなく、全国的にいろいろな動きがあるようでも、そういった中で現状では道内にこの競艇の券を買う場所というのが1か所もないということも含めて、札幌の近郊をターゲットに土地の選定をしたのではないかと。事業計画書の中に、なぜこの土地を選定したかという理由も書いておりますけれども、設置計画者の考え方としてはこれに書いてあるとおりなのだろうというふうには思っております。

総務部長

ただいま委員の方から誘致という言葉があったもので、誤解があったら困りますので。基本的には市としてはこれを誘致しているというつもりは全くございません。基本的に先ほどから申し上げているように、石狩開発の土地について、土地の処理、処分といいますが、売るということで、石狩開発も含めて小樽市に対してこういう計画があるということで話は聞きました。そして、計画もいただきましたけれども、少なくとも行政サイドとすれば、それ自体が都市計画なりなんなりで不適合であれば、それは門前払いもしますけれども、そうではないわけですから、一度話を聞き、いろいろな条件、議会に説明できることを調査しながら、最終的に市長の判断としてどのようにするか、それは決めなければならないだろうと思いますので、現在はそういうレベルで話をまず聞きまして、そしていろいろな角度で検討はしたいというふうに思います。

少なくともこのモーターボートの本場というのは、戦後のいわゆる船舶振興といった部分で法的につくってきて、北海道的には極めてなじみが薄いモーターボートスポーツなのですから、少なくとも50年ぐらい経過をしているという事業ですから、国とすればそれ自体がいわゆる黒字経営のときには、大体自治体が主に運営しているのです。それから一部事務組合。そこで、言ってみれば胴元ですから、もうかれば一般会計に財源を繰入れして、それで地方自治体にいろいろな形で使ってきたという、挟まっている団体はいろいろあるにしても、こういうことを主たる目的としてやってきた事業なわけです。

ですから、国とすれば、それが一定程度できなくなるような状況で、自治体としては逆に繰出しをしないとできないようなことでは迷惑だということで、事業をやめているとか、休止したとかというのが個々目立ってきたと。だから、今度は国とすれば制度をやめるわけにいかない。それは選挙もいるし、かかっている人もいるわけです。ですから、逆に今度それを何とかしなければならぬということで、当然勝ち舟投票券というのですか、いわゆる舟券というものを買っていただく件数をどうやって増やしていくかという対策を立てて、いろいろな方法を、今、議論しているやに聞いておりますけれども、具体的にはその先取りでどうのこうのしているということではありませんので、素直にずっと受け止めて、今、議論をしたいというふうに思っています。

菊地委員

素直に受け止めてという答弁、この舟券売場が1999年には閉鎖に追い込まれていますから、北海道には需要がなかったのではないかとこのように私は思っています。

もう一つ環境に与える影響をちょっと心配しているのですけれども、私もつい2日前まで知らなかったのですけれども、石狩市の方にサテライト石狩という競輪場外車券売場があったのです。銭函地域がどういったところかというのを見に行ったときに、たまたまそれがあるのがわかって、中には入らなかったのですけれども、周りをぐるっと回って見たのですけれども、大変殺伐としたところにパチンコ店はありましたけれども、その建物に近づくにつれて、沿道にビニール袋に入ったごみがぼんぼん捨てられていて、非常に道が汚いというか、不法投棄が非常に目立ったのです。そういう状況が一つあったと。

それは石狩市のたぶんごみ対策が必要なのですけれども、今、競馬場は芝もきれいで、子供の遊び場もできていて、親子連れで楽しめるというふうなフリーズでやっていますけれども、場外馬券場になると、またこれはちょっと違っていて、なぜかわからないけれども、たばこの煙は充滿しているし、ギャンブルできっと皆さん興奮すると多分そういう気持ちになるのか、床がすごいです。負けた馬券が散らばっていて、それはそれはとてもきれいとは言える状態でないというのがあります。そういうところが嫌な人は行かなくてもいいだろうと思うのですけれども、今度の計画は総合レジャー計画です。温泉もある、パークゴルフ場も予定されていると。この舟券を買いに来た人は、そこのパークゴルフやそれから温泉を楽しむというのはいいのですけれども、逆もあります。そういう温泉、パークゴルフを楽しみに来た人たちが舟券売場に来る。そういうときには当然子供とか青少年とか、そういう方もいると思いますし、そういうことを含めて考えたときに環境的にどうなのかという心配をしています。

この近くには札幌稲北高校があります。また、ほかに 1 キロメートルぐらいのところにあるわけです。そういう文教施設の近くにこういう公営ギャンブルの施設がふさわしいのかどうかという問題もあると思うのですが、そういうことを考えたときに、これからいろいろな方の話とか団体の話を聞いて判断するとは思っていますが、こういう施設はふさわしくないのではないかというふうに私は考えるのですが、どのようにお考えになりますでしょうか。

総務部長

一般的にギャンブルというものに、ともかく肌合わなくて、ギャンブルと聞いただけですべてだめという方もいますし、一つ一つそういった施設の諸条件等々で判断をしていくという方もいるし、市としては少なくとも例えば道営競馬の場外馬券発売所アイバがウイングベイ小樽の中に行く前に、駅前という議論もありました。それは公営のプールがあってといういろいろな議論の中で計画変更をしていったという、これは一つの議論だと思うのです。

ですから、国土交通省が一応設置基準を設けているというのは、いろいろな意味で、例えば学校ですとか病院ですとかいろいろな周辺の部分についてはかなり配慮するよということですので、そういったものの一つ一つの諸条件をクリアしながら、なおかつ、市長の政策として自分としてはどうしてもとれないという、これもあるかもしれませんが、今、事務方としては門前払いに、市長に聞きに行ったらだめだと言ったというわけにもいきませんので、いろいろな情報も含めて収集をして、最終的に国の考え方なり現状の申請者の考え方なり、そういうものを話をして、そして判断をいただくという、こういう段階でございますので、ギャンブル一般論の話をすれば、多分市長は嫌いではないのではないかと考えていますが、おつき合いの中では、ちょっと余計なことを言いましたけれども。そういう意味では、今回のケースについては、一般論よりもその施設を認めるかどうかの話として、前段の今整理をさせてもらおうかというふうに思っていますので、ひとつ御理解いただきたいと思います。

副委員長

それでは、共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

見楚谷委員

市営室内水泳プールの建設について

平成20年4月以降から新総合計画が実施をされるわけで、これから来年にかけて策定が行われ、検討されるということです。それで、今定例会の中で市民プールに関しましては、次期の総合計画の中で検討していきたいということなのですが、実際これだけ財政が非常に厳しいひっ迫している中で、もうそれこそ次期の新総合計画、これを策定するのは難しいだろうと、なかなか大変なのだろうと。特にハード面の部分は、箱物に関しては大変難しいだろうというふうに私は認識をしているのですけれども、実際にその市民プール、皆さん方は検討するという話になっていますけれども、実際に実現は難しいのではないかと私は思うのですけれども、その辺どうですか。

（総務）企画政策室長

これから作業に入るといふ中で、大変どういふふうに答弁していったらいいのかといふふうに思っております。ただ、いずれにいたしましても、教育委員会の方からも要望という形で新たな市営プールの建設ということがされておりますし、市長の方からも本会議の中で次期の総合計画の中で検討していきたいといふふうに申し上げております。

ただ、これ以降、総合計画の策定に向けていろいろな部分で、庁内はもちろんですが、庁外を含めての議論をしていかなければならないのですけれども、どうしても事務局といいますが、担当する部門としては、一方で大変厳しい財政事情も持っております。そういった中ではよく言われる言葉ですけれども、それぞれ施策の必要性和緊急性という部分で判断をしていく。どういふふうに計画の中に盛っていくのかという、そういった議論をしていかなければならないだろうといふふうには思っております。

プールについて言えば、必要性についてはこれまでもいろいろな場面で必要だということについては申し上げてきているわけですが、市政全般の中で緊急性という部分からすれば、どういった部分に位置づけられていくのかという、そういった真剣な議論をしていかなければならないといふふうに感じております。

見楚谷委員

ぜひ市民プール、今、大変多くの方々方が陳情されていますので、ぜひ実現方、来年恐らく庁内外の方々も入りまの策定委員会が始まるのではないかと思いますので、そういう中では市の職員の皆さん方のいろいろな面の説明をお願いしたいと思います。

美術館の新築について

先ほど斉藤陽一良委員からもお話がありました美術館と文学館、これについては七、八年前ぐらいまでは、ちょっと覚えていないのですけれども、全会一致の流れで美術館については新築をした方がいいのではないかというよなことで、議会意思として皆さん方に上げたわけですが、この辺は次期の総合計画の中には難しいですか。

教育部東田次長

多分、企画政策室に聞いたのだと思うのですけれども、私の方から答弁させていただきたいと思っております。先ほど斉藤陽一良委員にも答弁したとおり、今の文化芸術振興計画の中の位置づけとしては、建物に手をつけることなく、ソフト面の充実を図りながら、より多くの市民にその文化・芸術の機会に触れていただきたいと、そういう形で当面20年から29年の計画は持っているということでございます。

見楚谷委員

それは先ほど聞きました。議会の意思として、全会派一致の中でもって新しい美術館が欲しいということで上げたわけなのですが、その辺はどうですか。

教育部東田次長

次期総合計画のことですので、どうなるかというのはあれですけれども、現総合計画「市民と歩む21世紀プラン」の中に文化・創造プランの芸術・文化の中で、美術館、文学館の整備・拡充という項目があって、その中では「展示・収蔵施設などの整備・充実をはかるとともに、新館建設に向けて調査をすすめます」という項目があります。そういうことも含めて広く考えますと、そういう意味では、次期総合計画の中でこの文言がどうなるかはちょっとわかりませんが、教育委員会として残していただきたいということになるのかと思いますが、これはちょっとまだわかりません。

見楚谷委員

いや、わかるのです。ただ、これから新しい10年間の中でもって今のその美術館の構想というものを、やはりもう少しきちんとした形の中で、打ち上げていって検討するという形の中でやらないとまずいのではないかと。せっかくの市民の、要するに先ほど言われたように美術ですとか芸術ですとか、そういうものを発信する拠点ですよ、

あそこは。そういうような形の中で、14万人以上の人口を抱えている小樽市としての美術館、やはりこれの新築をもっと積極的に考えていくというのは必要なのではないですかということです。

教育部長

教育文化振興のためにおっしゃる意味はよくわかりました。ただ、現計画の中でも調査という形で位置づけはしてございます。そういう中で、この振興計画、私どもこれからの計画策定に向けて現在考えておりますのは、あくまでもハード中心ではなくてソフト中心で私どもは行きたいというふうに考えております。そういう中でやはり振興というものを十分配慮しながら進めますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

見楚谷委員

それはぜひ新築に向けての検討ということもお願いをしたいということですが、現分庁舎は老朽化がひどいのではないのかと思うのです。あれは築何年でしたか。

教育部東田次長

現分庁舎は昭和27年です。

見楚谷委員

相当老朽化というか、小樽市のレトロ部分の中ではいいのかと思いますけれども、あまりにもちょっとひどいかなと、これからのことも心配だということを含めまして、実際に美術館と文学館の入館者というのか、相当数の方々も入っているだろうし、できればどんな団体が入ってきているのか。それから、結構いろいろな面で特別展をやっていますね。そういう特別展のときの入館者、それと小樽市民又は市外の方々のその別がわかれば、教えてください。わからないのかな。

教育部東田次長

細かい資料を今日は持ってきていないので、わかりません。

見楚谷委員

アネックス館の活用策について

実は私、前にアネックス館に関して質問をしたのです。それで、当時、大型家具店が入る前のことだったので、何とか小樽市の美術館として、分庁舎としてあそこを活用できないかというようなことを質問したのですが、現在の旧丸井今井小樽店の後の事業展開についてお知らせください。

（経済）本間主幹

昨年10月に丸井今井小樽店が閉店いたしまして、まもなく1年がたとうとしています。この間、小樽開発、また顧問弁護士の方が中心となりまして、当然に債権者である金融機関にも了解を得ながら、テナント誘致といいますが、店舗誘致に努めているところでございます。この間幾つかの大手企業から出店の意向なり打診が相当ありました。ただ、あそこの駐車場が立体駐車場で、今仕様のRVといいますが、またワゴン車、ボンゴ車とか、ああいって大型車両がとめられないということで、一つは駐車場の課題がネックになって出店表明といいますが、出店契約までには至っていない状況にあると、小樽開発からは聞いております。

見楚谷委員

ちょっと側聞するところによると、今のアネックス館のところを自走式の駐車場に変えて、ある大型の企業が入りたいというような話も聞いているのですけれども、その辺はどうですか。

（経済）本間主幹

確かに小樽開発の方からは、その辺の話に関しましては出店企業と守秘義務契約なるものを結びながら、水面下で交渉していくということでありまして、なかなかその企業名というところが明らかにできないというところなのですが、今、見楚谷委員がおっしゃったような駐車場がネックになっていることから、自走式の駐車場が整備されれば、出店に際して前向きに取り組みたいという意向の企業があることは聞いております。

見楚谷委員

そんなような中で、実際にアネックス館、私たちも大型家具店のときは、前に入ってみたのですけれども、あそこに自走式のものをつくるとなると非常に難しいという素人目ではありますけれども。例えば今のプロムナードみたいな、アーケードみたいながあります。あれを壊してやるならまた別だけれども、そこまではちょっとやらないだろうと、相当お金がかかりますから。そこまではできないとなると、今の話もまたとんざするののかという気はするのです。

そこで、今の美術館、要するに分庁舎の話をしました。それで、分庁舎の方ももう相当古くなってきているということで、またちょっと話を蒸し返しますけれども、小樽市としてあのアネックス館を利用するようなことは考えられませんか。

（経済）本間主幹

今のアネックス館ということでよろしいでしょうか。

見楚谷委員

アネックス館ということで。

（経済）本間主幹

前にも丸井今井小樽店がまだ閉店していないときに、今おっしゃられました家具店が退店した後の活用ということで、何度か議会議論もさせていただきました。そうした中では、やはりあそこが中心街の商店街といったところで、建物を管理する小樽開発としましては、一義的には商業施設としての展開ということを前提で考えておりました。

ただ、その中で経済センターとか、そういった公共施設の導入ということも可能性としてはあったわけですが、今は状況的な話といたしましては、小樽開発といたしましては、あそこの施設を一つには商業施設としての展開ということを第一に考えているということを知っているものですから、今の美術館への転用といいますが、導入ということについては、今のところ小樽開発としてはなかなか難しいのかなというふうに思っております。

見楚谷委員

わかるのです。それで、当時はまだ丸井今井が店舗展開しているときだったので、今はちょっと状況が違うと思うのです。確かに小樽開発としてみれば、商業施設という形の中であそこをまた再度やりたいというのは当然のことだと思うのです。けれども、今言ったように、例えば駐車場ですとか、そういうものがちょっと手狭だし、逆に言ったら、7階まで建っている、旧丸井今井の店舗本体が大きいわけですね。そうなってくると、相当厳しい状況の中で誘致をしていかなければならないというのが一つあると思うのです。

それであれば、今、小樽市としては、市が少しでもあそこに協力をするということは、要するにまちなか活性化の一つの目玉になるだろうと。特に、今、美術館、文学館に関しては相当古いものですから、大体今、年間両方で2万人ぐらい入っていると思うのです。その人たちを中心部に集めてくる。要するに中心部に来てもらう。そこからの商業展開がまた広がってくるだろうという意味の中で、小樽市も協力をしていかなければいけないのではないのかなというふう思うのです。

そういうことでもって今の美術館なりのものが、これからの総合計画の中では、恐らく箱物ではできないというような状況だったと思うのです。それであればとりあえず10年間というのを、そこでもって借りながら、要するに美術の発祥の地としてそこから発展をさせて、小樽市の市民なり観光客の皆さん方を中心部に集めてくるという施策を、やはり小樽市も考えないとまずいのではないのかと思うのですけれども、どうですか。

教育部東田次長

将来、文学館、美術館をあそこへということですが、一つは分庁舎のあり方になると思いますが、文学館、美術館が入っております分庁舎は、市の施設でありまして、現時点でほかの場所に移転することは考えられな

いということは申し上げました。仮に、今、見楚谷委員がおっしゃっていますまちなか活性化という観点で、あるいは文化・芸術の事業ができないのかという議論をしたときに、一つ、二つ出てくるのが、例えば街角ギャラリーという、まち並みに入るのです。商店街のウインドーを借りて、市立小樽美術館所有の収蔵品を幾ばくかのお金で貸してあげるとか、そういう中で文化・芸術に触れていただく。それが市民の回遊性につながるとか、そういうことは今研究・検討はしております。

もう一つは分庁舎という建物に限定しますと、貯金局でしたので、そもそも歴史的な価値がある建物であって、その建物を取り巻く文化的な要素というのは非常に高いというふうに評価されております。そういうことから、これまで建物にかかわってこられたゆかりのある方々の相当な思い入れとか気持ちというものが、市というか、教育委員会としてはそういう思いを引き継ぎながら、文学館、美術館というものを今運営させていただいておりますことから、相当ハードルが高いというふうに思っておりますので、今のことについては相当慎重に判断しなければならぬと思います。

見楚谷委員

今、次長が言っていることは非常にわかるのです。けれども、今、小樽市の状況を考えたときに、まちなかの活性化も含めて考えたら、どうなるのかというふうにひとつ考えるわけです。それと、例えば今の分庁舎の跡は、あそこは約1,000坪あるでしょう。それは確かに思い入れはあるのだけれども、小樽市の要するに財政がこれだけ非常に厳しい状況になっているのだから、あそこを売却することによって一つのもが出てくると。ただ、これは移転先が決まればの話です。けれども、やはりそういうことを考えていかないと、今、箱物はできないのだから。要するにどこかの箱物を借りてでも、そういうものをやっつけていかないと、なかなかそういう施策が進んでいかないのではないか。

特に中心街の皆さん方がいろいろな面で大変な苦勞をされている部分があるので、そういうことにかんがみると、小樽市として何かができないのかと。特に経済の部分でもってお手伝いできないのかということを考えるのは、やはり皆さん方の役目だと思うのだけれども、どうですか。

経済部長

先ほどから見楚谷委員の御指摘については、私も理解できるわけですがけれども、ただやはり一方で、小樽市の中心市街地の部分で、例えば商業のための使える敷地なり、あるいは施設なりについても、非常に私は中心部として狭いのだろうと。やはりそういうことを考えた場合、今の丸井今井の土地そのものについては、やはり小樽開発を含めまして、地元商店街も含めて、基本はやはり物販を重視するという方向に今あるのではないかと、私は一応考えております。しかしながら、先ほど東田次長も言っておりましたけれども、やはりただ単に物販だけではなくて、そういう一定の集客をするような要素も含めての検討も必要だろうと思うのです。けれども、今、既存にある美術館や文学館、そういったものを移転するというのではなくて、あくまでも物販を中心として、そういった人をたくさん集められるようなものとしての考え方の中で、こういうことを考えていこうと。こういったことをまず一つは基本に進めていこうと思っております。

それともう一つは、先ほど来言われておりますが、この自走式の駐車場そのものは確かに大変お金がかかります。大がかりだということでは、それが阻害されるのではないかとというような要素もありますけれども、やはり今これから大型の商業のこの施設をつくるという観点の中では、今の交通体系等いろいろな問題を考えていった場合、消費者のニーズを考えていった場合には、当然やはり駐車場というものがなければ、これからの長期的なそういう施設の成功にはつながっていかないのではないかとこの点からいって、やはりこれから出店をするスポンサーの意向なり、あるいは小樽開発の意向もあろうかと思っておりますが、そういったことの中で全体的なその丸井今井跡地の活用策というものは具体化されてくるのではないかと、このように考えております。

見楚谷委員

やはり小樽開発の意向というのは大事なので、その辺はやはり重視していかなければいけないと思うのだけれども、先ほど言ったように小樽市としても何かそういうものに参画ができないのか、参入ができないのかということも含めながら、小樽市のあそこは再々開発事業になるのかな。そういう状況の中でもって、お金の方も一助となるようなものをここに持っていた方が私はいいいのではないかという気がするから質問したのであって、その辺も考えてやっていただきたいというふうに思います。

大竹委員

都市計画調査費について

今回の補正予算にある都市計画調査費、旧手宮線跡地土地鑑定評価経費81万円のことについて伺いたいと思います。

それで、この今回の調査費なのですけれども、1,160メートルの距離ですが、面積を教えてください。

（建設）まちづくり推進課長

距離は1,160メートル、面積はおおむね1万6,200平方メートルというふうに把握しています。

大竹委員

それと、今、数字の問題で関連していきますので、ちょっと聞いてまいります。

交通記念館が小樽市分という形で清算事業団から取得した面積は何平方メートルですか。

（教育）八木主幹

交通記念館として取得した部分は3万675.3平方メートルですが、向かい合わせの第2駐車場も合わせて購入してございます。

大竹委員

それで、これは今までいろいろな経緯がありました。国鉄が民営化される昭和60年、61年前後ですね。これでもって、私もこの件についてはずっとかかわってまいりました。市民団体31団体が集まって、「活かそう手宮線連合会」、これがつくられまして、実際に活動はしていませんけれども、まだ今解体されていませんもので、事務局長はそのままでのです。そんなことがありました。そのほかに市としまして、当時の林助役を座長にしまして2期にわたり手宮線活用会議、これが開かれております。そういう中にはワーキンググループもできまして、民間3人、その中に私も入っています。それから、建築都市部、経済部、教育委員会、それぞれの課長が入ってワーキンググループをつくって、いろいろ検討いたしました。それと、当時の国鉄、その後JRの課長も入った中、また北海道東北開発公庫も入った中でもって活用会議は開かれていたわけなのです。そういういろいろなあった中で、私の知っている中で今やっていることと比較してどうなのかという部分がありますので、何点が聞きたいと思います。

旧手宮線用地をJR北海道が取得した経緯について

まず、旧手宮線用地をJR北海道が取得した経緯、これについてどのような経緯で取得されたのか御存じの方お願いします。

（建設）まちづくり推進課長

旧手宮線はJR北海道が最終的には取得をしたわけですが、その間の経緯でございますが、昭和60年に営業線が廃止になって、昭和62年に国鉄の分割民営化と、こういう事態の中で、旧手宮線を生かそうという一方の動きがあったと。こういう中で普通は清算事業団に移行するわけですが、清算事業団はそれを売却して旧国鉄の債務を返済するという役割を担っていたというふうに思うのですが、そういうことになると、小樽の貴重な財産である旧手宮線は分割をしながら、ばらばらに解体をされると。そうすると貴重な財産を生かすことができない。そんな流れの中で小樽市としても旧国鉄に要望を上げて、最終的には清算事業団に移行することなくJRが取得、そのの

1 本で J R の取得ということで手宮線のその後の活用、こういったことの道が開けたというふうに把握しています。

大竹委員

そこで、J R 北海道が土地を取得するに当たって、国鉄から J R 北海道になったのですから、たぶんこれは有料でしたわけではなくて、そのままただ財産が移行されたと思うのですけれども、その辺はいかがですか。

（建設）まちづくり推進課長

旧国鉄財産は清算事業団、それから J R に移行したというふうに思っておりますので、こういった形で移行したのかわかりませんが、資産については一部は J R 北海道に移行したのだというふうに思います。

大竹委員

今、一部と申しましたので、移行されなかった部分というのはたくさんあるのですか。

（建設）まちづくり推進室長

移行されなかった部分というのは、今お話がありました交通記念館用地とか、それから築港の一部が若竹町のたしか今、住宅地としたあたりです。

大竹委員

そのようなことで今回いろいろ小樽市が取得するに当たっても、小樽市が活用計画を立てて、小樽市が買うと言っていたのだから早く買いなさいと、そういうような言われ方で迫られているようにも聞こえてくるわけなのです。国鉄民営化後に J R の所有となった経緯の中に、5 年以内に売却するときは清算事業団に帰属することになっていたということが当時あるわけです。そうしたときに、そのため J R 北海道は何を言ったかということ、「小樽市さん、計画があるのかもしれないけれども、5 年間は何も動かないでやってください」というのが、小樽市と J R 北海道の中で表面的ではないにしても、一つのおもわくの中で非公式なりにもそれはあったと思うのです。

そういうようなことを考えますと、小樽市と J R 自体が交渉するに当たっては、そういうようないろいろなことが含まれていたということをも十分踏まえた中で、交渉事ですから相手との関係があるわけですから、そのようなことを主張するというのは当然必要なことだと私は思うのですけれども、その辺はいかがですか。

（建設）まちづくり推進課長

今後、手宮線の取得に当たって、J R 北海道と協議を進めていくということになりますけれども、今まさしく鑑定評価の予算を上げておりますので、議決をいただければそれに基づいて市としての鑑定評価を行いながら、J R 北海道と協議をしていく、こういう形になるだろうというふうに思います。

大竹委員

そこでちょっと数字的なことを知りたいのですけれども、市が交通記念館用地ということで事業団から取得しました先ほどの 3 万 675.3 平方メートル、それと中央通から 於古発川通線までの 5,900 平方メートル、これを取得しているのですけれども、それぞれの取得したときの平方メートル当たりの単価はわかりますか。

（建設）まちづくり推進課長

於古発川通線から中央通まで平方メートル当たり 2 万 2,000 円だったというふうに思います。

（教育）八木主幹

交通記念館としての敷地として買い上げた部分の平方メートル当たりの単価ですが、約 2 万 5,000 円となっております。

大竹委員

2 万 5,000 円ということになりますと、於古発川通線からの平方メートル当たりの単価より高かったという結果が出ていますね。これは間違いありませんね。

（教育）八木主幹

間違いございません。

大竹議員

いずれにしても、いろいろな事情があって、小樽市の財政ということも大変なものですから、こういう状況の中では、やはり財政にプラスになるような、あるいは市民にわかりやすいようなそういうような使われ方をかなり詰めて考えていかなければならない、そのようなものだと思うのですけれども、いかがですか。

（建設）まちづくり推進課長

山口委員にも答弁しましたけれども、やはり市民の貴重な財産の部分でございますし、この小樽のまちづくりにとっては一つの軸になるのではないかというふうに考えております。今、いろいろな使い方といいますか、手宮も含めた構想づくりの中で、この旧手宮線をどう生かせるかといったことを、地域の方々も含めていろいろな御意見を伺っております。そういった中で一つの方向性は示せるのではないかというふうに思いますけれども、しかしながらいろいろな問題点もたくさんございますので、そのあたりについては、今後ともまちづくりのこれまで手宮線の議論を述べていただいた方も含めて、市民の皆さんからまた御意見をちょっと伺わなければならないというふうに思っておりますので、何とか今後のまちづくりの本当の起爆剤になるような整備の方向性については、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

大竹委員

私、最後になりますけれども、今このようにして一般の市民の方々は、これの用地の評価にかかわる予算を組むということについては、では何に使うのだろうという部分が一番あるかと思うのです。ですから、今言われたように、きちんとこれという形では決まっていなくても、一つのラインとしてそれを生かしていくために用地取得をするのだということは、それはそれで結構なのですけれども、これから先に向けて、その議論をどういう場所でどのような形でやっていって、合意形成も得た中で市民に負担してもらおうという形を持っていくつもりなのか、その辺をお願いいたします。

（建設）まちづくり推進室長

今お話がありましたように、これから実施計画なり使い方の意思形成を図ろうという前提で、先ほど委員からもお話がありましたように、まだ旧手宮線の活用の小委員会なり専門部会、そういった旧国鉄手宮線活用打合わせ会議というものがまだ残っているというふうに我々も認識してございますので、そういった方たちと、今後あくまでも整備されていますオープンスペースの活用と、それから軌道系も取り入れたという二つの案の中で話し合いをさせていただきながら、中央通から今回、旧交通記念館までの活用については、検討させていただきたいというふうに考えています。なお、この 2 案の計画案を進めるに当たっても、平成 9 年の活用調査報告書の中で、あくまでも早期取得に向けて具体的な行政手続を開始するという前提で今進めておりますので、そういった中で議論させていただきたいというふうに思っています。

井川委員

軽自動車税の減免手続について

いろいろな市民サービスがサービスセンターで受けられて、大変市民の方は喜んでいますが、実は軽自動車の納税通知書、この減免手続の件なのですけれども、この受理箇所を本庁でなくて、ぜひサービスセンターの方でしていただけないかということで、市民の御要望が強いのですけれども、いかがなものでしょうか。

（財政）市民税課長

軽自動車税の減免の関係でありますので、私の方から答弁させていただきたいと思います。

軽自動車税の減免の手続については、障害者ということだけで減免するわけではありませんし、障害の状況や車がどんな利用をしているかなど審査して、初めて減免を許可している状況であります。

ただ、書類上の手続だけというか、進達するだけということについては可能かと思われるので、関係部局と十

分協議をしてみたいと考えております。

井川委員

今、可能だというお話を聞きまして安心いたしました。それで、例えばそういう審査があるのであれば、書面上で審査をして、その書面を例えばサービスセンターに備えつけておいて、それに記入をしてもらって、それでこちらの方へ届けて、書類審査だけは何か通していただけるのかなという話もしていましたので、その辺よろしく御検討して、ぜひ書類だけでもこちらの方で受けていただいて、本庁で審査をしていただくような、そんなふうにして、わざわざ身体障害者の方が本庁に来なくてもできるような形にさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

山田委員

それでは、3点ほど続けて質問をさせていただきます。

扶助費、生活保護費、自立策について

一般予算の方から、扶助費、生活保護費に関連して聞きます。

まず、この財源の苦しい中、一方的に減らすことができない、まずこの扶助費について、受給世帯、類型別に分けられていると思いますが、内容と何名いるのか、まずこれが1点。

それから、予算の中から、ここ二、三年の直近でいいですから、この予算額に関連して内容を教えていただいと、どういうふうになっているのか。

それで、3点目。受給世帯の自立策というもの、平成17年度で構いませんから、その3点についてお願いします。

（福祉）保護課長

最初に、世帯類型別の受給世帯数です。人員までは数字をとっていませんので、世帯数だけで答弁させていただきます。平成17年の年度平均で説明させていただきます。

世帯類型別で高齢者世帯、母子世帯、傷病障害世帯、その他ということで区分してございます。高齢者世帯が1,418世帯。母子世帯につきましては415世帯、傷病障害世帯が1,245世帯、その他世帯が240世帯。高齢者世帯が42.7パーセント、母子世帯が12.5パーセント、傷病障害世帯が37.5パーセント、その他世帯が7.3パーセントということで、100パーセントになります。

それから、扶助費の予算額ですが、ちなみに平成18年度は83億3,600万円という予算を組んでございます。前年の17年度、これは82億8,600万円。さらにちょっとさかのぼりますけれども、16年度に83億7,300万円という予算額を組んでございます。ただ、今言いました数字をちょっと見ますと、16年度から17年度について若干8,700万円ほど、率にして1.03パーセントほど少なくなっております。これは当然その前年の伸び率等も勘案するわけでございませぬけれども、16年度は生活扶助費の基準改定がございました。若干1人世帯の扶助費が少なくなっていると。それから、加算が段階的になくなってきている等、そういうもろもろも加味しながら予算づけをしまして、今言ったように16年度から17年度にかけては若干減ったのですが、18年度予算につきましては、逆にまた5,000万円ほど増えてきているという現状にございます。

（福祉）吉岡主幹

自立策ということでございますが、受給者の自立につきましては、いわゆる経済的自立のほかに病気を治すとか、生活習慣を改善するすとか、扶養義務者や近隣の方との交流を回復していくというさまざまなケースの形がありまして、それにつきましては保護課の方でいろいろな取組をしているところでございます。その中で経済的自立に対するものについてだけ申し上げます。

最も重要なのは働くことによる自立、就労による経済的自立ということになります。これを図るために、取組としては、就業指導員による就労促進事業というのを実施しております。これは就労可能と判断される方に対して、

ハローワークOBの専門の就業指導員が個別に一人一人の求職活動についての相談を受けまして、助言・指導を行いまして、ハローワークへの求職取次ぎを実施する中で、具体的な就労に結びつけていくと、こういう制度でございます。本市では平成8年度から実施しておりまして、これは全国的に見ても大変早い時期に実施になっておりまして、これがまず核となる取組として持っております。加えまして、平成17年度からは、ネット的な取組なのですが、ハローワークと連携しての事業として、生活保護者等の受給者就労支援事業というものを始めております。これはハローワーク側にも専門の指導員、コーディネーターを置きまして、生活保護受給者を特に勤労意欲の高い人に絞りまして、個々の対象者の対応ですとかニーズ等に合わせて、非常に具体的な就労支援をしていくという、こういう取組です。ただし、平成8年度から、先ほどの就労支援事業を密に実施しておりますから、これはあまり件数としては多く出てきておりません。あとは細かなものでは、就業指導の以前に何も技能がなくて明らかにもう就労できないような方に対して、必要となる技能、例えば母子世帯の世帯主の方ですと、ヘルパーの資格を取りたいという、そういうふうな技能は、これは毎月の扶助費とは別に費用を支給するという形で、年にそう数はないのですけれども、こういう形での支援をしてございます。主にこれらのことによりまして、経済的な自立の助長を図っているところでございます。

山田委員

最近、やはり不正受給、こういう問題も私の方で聞いております。そういった中で、最後に要望としてですが、本当に必要な方に手厚く、また不正受給がないように公正に事務執行に当たるように要望して、私の質問は終わります。

副委員長

それでは自民党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩します。

休憩 午後17時00分

再開 午後17時20分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

共産党、菊地委員。

菊地委員

日本共産党を代表して、議案第1号及び第30号は否決の討論をします。

まず、議案第1号についてです。税制の改正による庶民大増税が国民生活の格差をますます大きいものにしました。加えて今年4月から施行された障害者自立支援法は、障害を持つ人、支えて頑張ってきた家族、施設に行く末に大きな不安を与え、実際にサービス利用の抑制、施設退所者が続出するという法の理念と大きくかけ離れた実態が起きています。小泉首相自身この法律の施行によって問題が生じたならしかるべき対応をとると国会で答弁していますから、自治体の実態を明らかにしつつ、国に対し法律の改善を強く要求していくことが急がれます。

同時に、本議会では障害者自立支援法の10月からの本格実施を前に、サービス後退を可能な限り食いとめるための利用者負担の抜本的な軽減策を盛り込んだ補正予算が提案されるべきでした。市長提案の小樽市独自負担軽減予算は1,627万円です。市財政の厳しい折、一定の努力は評価しますが、自立支援法施行による9,737万円に上る利用者負担分は、軽減分として予算措置すべきではないでしょうか。自治体が掲げるノーマライゼーションの理念を財源で裏づけることは最も急がれる施策であり、山口委員には申しわけないのですが、旧手宮線跡地の購入が延び

たとしても市民は異論はないと考えます。

議案第30号、国民健康保険条例の一部を改正する条例案です。出産一時金の支給額30万円から35万円の引上げは歓迎すべきものです。しかし、特定療養費の廃止、保険給付としての保険外併用療養費の支給は、医療にも格差を広げる混合医療のさらなる拡大に道を開き、70歳以上の高齢者の長期療養に食費、居住費の上乗せを内容とする規定改正も含まれています。日本共産党はすぐれた日本の国民皆保険制度の健全な発展を目指し、そのためにも医療への国庫負担率の引下げの問題点を指摘してきました。国民健康保険の総収入に占める国庫支出金、政管健保の国庫補助率を庶民への負担ではなく、過大開発などの公共事業や軍事費の無駄遣いを一掃し、史上最高の利益を上げ続けている大企業や資産家に応分の負担を求めることで財源を生み出し、計画的に戻していくことを求めます。地方自治体は行政と、議会が一致して、国にその方向性を要請することを呼びかけて討論とします。

委員長

以上をもって討論を終結します。

これより順次採決いたします。

まず、議案第1号及び第30号について、一括採決いたします。

いずれも可決と決定することに、賛成の委員は御起立願います。

（賛成者起立）

委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、報告はいずれも承認と、それぞれ決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長

御異議なしと認め、議案は可決と、報告は承認とそれぞれ決定いたしました。

閉会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員会におきまして付託された案件はもとよりであります。各般にわたって熱心な御審議をいただき、委員長としての任務を全うすることができました。大橋副委員長をはじめ委員各位と、市長をはじめ理事者の皆様の御協力によるものと深く感謝し、委員長としてのごあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。

当委員会はこれをもって閉会いたします。